

平成 29 年第 6 回玉城町議会定例会会議録 (第 3 号)

- 1 招集年月日 平成 29 年 12 月 12 日 (火)
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成 29 年 12 月 14 日 (木) (午前 9 時 00 分)
- 4 出席議員 (12 名)
- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 2 番 山口 和宏 | 3 番 竹内 正毅 | 4 番 中西 友子 |
| 5 番 前川さおり | 6 番 小林 豊 | 7 番 井上 容子 |
| 8 番 北川 雅紀 | 9 番 北 守 | 10 番 坪井 信義 |
| 11 番 山口 和宏 | 12 番 風口 尚 | 13 番 奥川 直人 |
- 5 欠席議員 1 番 中村 長男
- 6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名
- | | | |
|---------------|------------------|--------------|
| 町 長 辻村 修一 | 副町長 小林 一雄 | 教育長 田間 宏紀 |
| 会計管理者 藤川 健 | 危機管理・総合戦略課長 林 裕紀 | 総務課長 中村 元紀 |
| 税務住民課長 北岡 明 | 生活福祉課長 西野 公啓 | 産業振興課長 中世古憲司 |
| 建設課長 東 博明 | 教育事務局長 中西 元 | 上下水道課長 中西 豊 |
| 病院老健事務局長 田村 優 | 監査委員 中村 功 | |
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
- | | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 議会事務局長 田畑 良和 | 同書記 宮本 尚美 | 同書記 上村 文彦 |
|--------------|-----------|-----------|

8 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 町政一般に関する質問

質問者	質問内容
北川 雅紀 P 2 - P17	(1) 台風 21 号について (2) 玄甲舎について
中西 友子 P17 - P27	(1) 平成 29 年台風 21 号の被害に対する町の対応について
中瀬 信之 P27 - P40	(1) 台風 21 号被害について

- 第 3. 議案第 62 号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定について
- 第 4. 議案第 63 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 5. 議案第 64 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6. 議案第 65 号 玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 第 7. 議案第 66 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 8. 議案第 67 号 平成 29 年度玉城町国民健康事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 第9. 議案第68号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第10. 議案第69号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第11. 議案第70号 平成29年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第12. 議案第71号 平成29年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)

(9時00分開議)

◎開会の宣告

- 議長(山口 和宏) ただ今の出席議員数は12名で定足数に達しております。
よって、平成29年第6回玉城町議会定例会第3日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
6番 北 守君 7番 坪井 信義君
の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

- 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

[8番 北川 雅紀 議員登壇]

《8番 北川 雅紀 議員》

- 議長(山口 和宏) 次に、8番 北川雅紀君の質問を許します。
8番 北川雅紀君。
- 8番(北川 雅紀) 8番 北川。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。
まずはじめに、今回の台風21号で被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、寄附並びに復興に尽力された方に感謝申し上げます。そして、私事ではございますが、先週、今月末付けの辞表を提出させていただきました。1年半以上、任期が残る中で辞職ということで、ご迷惑をかけますが、私が高校生の頃から思い描いていた人生の目標にチャレンジするために決断したことなので、ご理解していただくとありがたいです。
そして、そういうことになりましたので、今回が最後の一般質問、最後の定例議会となります。今まで住民の皆さん、議会の皆さん、そして行政の皆さん本当にお世話になりました。ありがとうございました。
それでは、今回のテーマとしては、半年前から最後の議会は、福祉のことと農業と決めていて、それについて課題も書いて、もうできあがっていたのですが、やはりそれより重要なことが台風21号、そしてそれに付随して玄甲舎ということが、やっぱり今まで玉城町、一本道できた中で、あまり選択肢ってなかったと思うんです。別れ道みたいなところが。
でもやっぱりこの台風21号って、別れ道だと思うんです。そして、玄甲舎も結構それに関連して、道が分かれる、選択肢が今、決断することで、この町の将来が結構変わってく

る、そんな感じに思いますので、この二つをテーマを、今回は一般質問させていただきます。

まずは台風21号のことですけれども、結果、すごい被害が出て、すごい家屋・物品、いろんなものに被害が出たと思うのですが、その結果がどれぐらいの人が被災されたとか、どれぐらいの家屋が被害を被ったとか、どれぐらいの車が被害を被ったとか、そういった結果の数字がわかっている範囲と、それとその結果についての行政の考え方、町長の考え方をまず伺います。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北川議員から質問の台風21号について、具体的な内容、結果について、どう考えているかということをごさいますして、被災の状況等つぶれにそれぞれ所管のところで把握しておりますので、そのことについては、担当からもお答えを申し上げたいと思います。

今回の台風21号は、想定を大幅に超える雨量があったということは、議員の皆さん方にも報告をさせていただいておるとおりでございますけれども、そのことによって、町の皆さん方の生活と経済活動にも、大きな被害が発生したということをごさいますして、まさに自然災害の猛威を身をもって体験いたしました。

改めて玉城町の防災体制、玉城町の弱点などを新たに思い知らされたわけでございますし、区長さんはじめ地域の皆さんの協力、助け合い、そういったことも大変な動きをしていただきまして、感謝を申し上げる次第でございますし、まず昨日の現在でございますけれども、床上272棟ございましたけれども、その関係者の方々のほとんどの方が、総合窓口で応対を概ね済ませていただいておりますというのが現状でございます。心から感謝を申し上げる次第でございます。

そして、外城田川の流下能力でございますけれども、今まで外城田川についての大きな氾濫をするということは、想定をしておらなかったわけでございます。しかし、昨日も詳しく少し申し上げましたけれども、外城田川の改修事業の際の流下能力、それを倍以上の雨量が今回、玉城町へ押し寄せた。近隣の市町でも山崩れ、道路の決壊等200箇所を超える災害が発生をしておる状況でございますし、今回このことを教訓にいたしまして、安全なまちづくり、災害に強いまちづくりを進めていかなければならぬ。こんなふうに考えておるところでございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） わかりました。それで結果の詳細と言いますか、額とか人数とか、今、家屋とかは一般には周知されているので、そこに何人の人が生活しているのか。500世帯というと玉城町の10分の1ぐらいだと思うのですが、そういったところの全体像みたいな数字はどうですか。

○議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 正確な数字というのが、つかみかねておるところでございます。床上の報道等で、報道されておりますけれども、床上で272棟ということで、世帯数にしますと、今全部を把握しておりませんが、約300世帯ほどになるということでございます。また床下については248棟ということですので、そちらのほうも足しますと600弱の世帯になろうかと考えております。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） ほかの地区と田丸地区と被災地区、ほかのエリアとの温度差というか、情報の届いてないというのが、すごく感じるんですよね。そういった面も、それは数字の情報とかを周知するしか、もう今、行ってしまった後だと、そういうことしかできないと思うんです。なので、世帯数と言われると、なんかピンとこないんですよね。600世帯という、たぶん3、4人いると仮定して平均、2,000人とかになるわけです。それは玉城町は1万5,600人いる中の2,000人って、すごい数字だと思うんですよね。

そういったようなことも調べて、そして車とかも、別々なんですけれども、会社によって個人でやっていることなんで、そういった数字とか、全部把握して周知して、玉城町全員に行き渡る、玉城町以外にもそういったことをしていく必要があるんじゃないかと思えますので、それは寄付金とか義援金とか、そういうことにも波及していくと思えますし、そういう数字を捉えないとわからないんですよ。イメージが湧かないんで、そういうことは今はつかめてないかもしれませんが、把握していつて欲しいなと思えます。

そして、次の質問の各河川の水位の確認方法というところですが、昨日6人の方から質問、小林さん以外、質問されていたので、書いてあることに新しい情報を付けたり、質問を飛ばすかもしれませんが、ご了承ください。

そして、河川の水位の確認方法、これは僕も落ち度というか、そんなことに気づいてなくて、だめだなと思ったのですけれども、外城田川に水位計がなかったと。それで付けるとか。それで、伊勢とか僕は台風当日、宮川の護岸をインターネット上で見えるので、たぶん20分とか30分更新ぐらいでやれている、ああいうシステムがあるので、どの程度のものをどう水位計をつけるのか、どうでしょうか。

○議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 宮川の水位、あれは10分刻みで報道されておるかと思えます。

1時間単位で見ることできるかと思えます。それで、今回、付けさせていただくのは、距離表というのですか、10cmか20cmで見ただけのものを設置させていただくと、まだそれが今年度させていただきたいと考えてございます。

また次年度以降におきまして、監視カメラ等を使った格好で見ただけのようにするか、もしくは先ほどテレメーターのほうでなかなか載らないというのですか、同じ状況で見るといいのですけれども、その状況にはなかなかやりにくいということを聞いてございますので、町独自でホームページのほうで確認させていただける方法とか、内容を模索したいと考えてございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） まずは目視で確認できるということですが、それに付随した目視で誰が確認するか、何分どれがらの間隔で誰が確認するか。そして、情報をどう伝えるのかということもかためた上で、目視でやってもらうということをお願いしたい。

そして、やっぱり町外の人も見れないと、働いている人、例えば昼間すごい雨量が降ったら、多い人は外へ出て働いているんで、やっぱりホームページとかで、防災無線も必要ですけども、ありとあらゆる情報を、ホームページとか携帯のメールとか、そして防災無線とか、いろんな情報を使って、知らせることが必要だと思うので、それはできるだけ早く、もう宮川が氾濫するより外城田川のほうが、氾濫するのが早いということが、もう立証されたというか、それはもう現実の話でするので、早急にそういう監視カメラとかホ

ームページで見れるようなシステムを、お金がかかっても付けてもらいたいと思います。

そして、次の質問なんですが、これも今言ったことと関連するんですけども、避難準備情報とか、避難勧告というものを出したら、それは役場が出したということで止まっては何も意味がないわけです。住民の人がその避難勧告とか避難情報を出たということを知って、行動して初めて意味があることだと思うのですけれども、今回、ホームページを僕ずっと家で9時頃から、どうなんやろなって見ていたんですけども、何も更新されませんでした、ホームページは。

避難準備情報とか避難勧告が出ていたけれども、防災無線で呼んだということですが、雨とか風で聞こえませんでした。携帯メールもきませんでした。それぞれもう起こったことは仕方ないので、それはミスであったり、そもそもマニュアルに載ってなかったということもあると思うのですけれども、それぞれがどうであって、そして今後はどうしていくのかということはどうですか。

○議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） いろんな方法で今後情報発信をしていきたいということがございます。考え方的に 29 日におきました台風につきましては、準備情報についても、エリアメール等で流させていただきましたし、L—ALERTを通じて、上がっておると思いますので、テレビ等でもご確認いただいたのではないかなと考えてございます。

それなり防災無線の整備のほうも、次年度以降にやっていく必要がございますので、その辺りも含めた中で、いろんな方策をとっていきたいと考えております。また、ホームページの更新につきましても、リアルタイムでできるかどうかということも、合わせて検証していきたいと考えています。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） つまりどういうふうになるわけですか、メールもやって、ホームページもやって、防災無線もやって、他の方法もある、その三つはやることは確定して、さらに何か手法があるか検討していくということで、よろしいですか。はいわかりました。もうできるだけ、防災無線しか聞こえない人もいますし、メールしか見れない人もいますし、それはバラバラなんで、全部の手段で伝えるようにしてください。

そして、次なんですが、ハザードマップの中身について、これハザードマップが今、玉城町にある既存のものは、誰がいつ、作って、そして今回の氾濫したエリアは、田丸駅のほうは赤くなかったということなんですけれども、誰が調査して、こういうものになって、もうそのハザードマップは、実際とは違うということがわかったわけなので、それを誰がどうしていくのかということはどうですか。

○議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） ハザードマップですけども、最初に 19 年の時につくらさせていただいたやつがございます。その後、初版ではございますけども、町の総合防災、これは全戸配布させていただいたと思います。この中にございます、ハザードマップでございんですけども、これについては、国交省のほうで発表されております宮川の氾濫の水位等について、計算させていただいたものでございます。

それと、今回、27 年 3 月に作成したものでございまして、この当時の溜池の調査、溜池の堤防が切れた時のハザードマップを載せたものが、現在ございます、浸水予想状況のハザードマップということになってございます。

これについては、田丸地区は一切色塗りについては、何もございません。想定がなかったということかと思えます。このハザードマップによりますと、下外城田の一部地域、それから有田のほう、下田辺のほうが若干浸水するという想定をしておったところでございますけれども、今回の被災を受けた中で、今できておりますのが、被害の認定調査をした中での浸水の深さによりますハザードマップ的なものを、浸水したエリアの作成したところでございます。

これにつきまして、近いうちに玉城町の新しいハザードマップに載せ変えていくという作業をしていくような予定でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） つまり今までのものは国交省がつくっていたものであって、それは専門家がやったんでしょけれども、実際とは違って、今後はそのものに玉城町が収集した情報を基にハザードマップを、玉城町が新しいのをつくっていくということで、よろしいですか。それはいつ頃できますか、予定としては。

○議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 新年度の早い時期にしていきたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今回のこの浸水のエリアの地域につきましては、ただいま新年度の早い時期ということで、当然早くということでございますけれども、できるだけ早く今回の浸水のエリアというのは、掌握しておりますので、それは全町の皆さん方にも、各世帯のほうへもお配りをさせていただきたいと思っております。

それから先ほどご質問でもありました中では、当然のことながら、今回の浸水は田丸のエリアということが非常に多かったわけでございますけれども、有田の地域でも床上のご家もございまして、全町調査をして、そして把握をさせていただいておる状況でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） そうですね、有田に僕も同級生がいて、うちも浸いたんやと言って、びっくりして見に行っただけですけども、田丸だけじゃなくて、そういう有田の地域も浸っていて、富岡とかも浸かっているところがあるので、そういったものを全て情報収集して、浜塚団地もバトミントンを教えている生徒の家の前が、膝ぐらいまで来たと言っていたんで、そういった全てを網羅して、情報を集めてハザードマップをつくってもらいたいと思います。

それは今いる人はわかっているかもしれませんが、転入していく人とか、引っ越しを考える人にとっては、すごい情報ですので、これだけ被害があれば、そういったことをしてもらいたいと思います。

そして、次の質問で防災無線のことなんですけども、これに頼りきっていたというか、これのみで今まで玉城町役場情報伝達のことを考えていたのが、結構問題だったかなと思って、僕は普通にホームページとか更新するもんやと思ってましたし、そういった中で、防災無線しか聞かない人もいるんで、これも必要なんですけども、防災無線は今回は、雨風で聞こえなかったということは、かなり現実の被害にリンクしてきていると思うんです。そういった意味で、防災無線を今後どうしていくとか、そんな考えはありますか。

○議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 防災無線はよそと違いまして、玉城町の場合は各世帯に配備を

させていただいておるという中でございます。防災無線につきましての運用については、これは平成14年当時整備したものということで、経年も15年ほど経ってようかと思えます。その当時にデジタルにするかどうか、取替えの時期でもございました。その辺も含めまして、デジタルに切り替えた中で、ちょっともう少しどこまで整備するかは別なんですけれども、双方向での通信が可能なものにしていくことができないかなということも考えたりもしてございます。

あとそれ以外の部分については、先ほども言いましたように、エリアメールなり、あとメールをどうするかという部分はあるんですけれども、ホームページ等についての情報発信をしていきたいというところでございます。

○議長(山口 和宏) 8番 北川雅紀君。

○8番(北川 雅紀) 防災無線なんですけども、各家に置くということと、それと町の中に立っている部分ありますよね。町の中に立っている部分を増やすとか、あれはどういう規定で立ててというところはどうか。あれを増やしていくということは可能とか、そこら辺はどうですか。

○議長(山口 和宏) 総務課長 中村元紀君。

○総務課長(中村 元紀) 防災無線につきましては、防衛庁の補助をいただきまして、整備をさせていただいておるということでございます。その当時に防災無線をどう持っていくのかという部分で、外向きのスピーカーを中心としてもっていくのか、それとも宅内の戸別受信機方式にもっていくのかという選択をしなければならんだというところでございます。

その中で玉城町といたしましては、より身近にもっていただく戸別受信機をとらさせていただいたところで、外部にございますのは、避難所近くに外部のスピーカーがあるというところでございます。

○議長(山口 和宏) 8番 北川雅紀君。

○8番(北川 雅紀) その外部にあるものなんですけども、避難所近くにあるというのは、何か防衛庁の規定があって、避難所の近くにしたら立てれないのか、それとも各集落に1個と2個とか、町が町費で立てていいとか、そういうことはどうなんですか。

○議長(山口 和宏) 総務課長 中村元紀君。

○総務課長(中村 元紀) すいません。今回の防災無線を整備する前につきましては、各集落のほうにスピーカーがあって、集落のほうで放送ができたという方式であったかと思えます。

それにつきましては、役場のほうから各集落に向けて無線で飛ばして、それでは、集落のスピーカーを使うようにして、放送しておるとというのが以前のものでございまして、それを戸別方式に変えたということで、防衛省としては、二重になるということで、避難所あたりだけしか付けることができなかったというところが、今の現状でございます。

単費をもって増設するということは、可能だと思います。

○議長(山口 和宏) 8番 北川雅紀君。

○8番(北川 雅紀) 今のことについて、町長どうですか。防災無線、それだけじゃなくて、いろんなことを情報発信のツールを使ってやらないかんのですけれども、それが町中のいろんなところにあつたら、便利じゃないんでしょうか、どうでしょうか。できるという話なんで。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） いろんな手法を使って、情報をいち早く伝達するというのは、これは一番重要なことだと思っています。エリアメールをはじめホームページ、あるいは玉城町は旧来からそれぞれの集落にありました有線放送、そういうものを進んでおって、そしてうまく防衛省の事業にのって、今の防災無線の整備が進んでおるわけでございます。

今回もこの災害を受けて、防災無線の受信機を受け取りにこられたり、あるいはまた故障したりということでの問い合わせも、たくさんいただいておりますものですから、今の時代にといいますか、一番良いものを防衛省のメニュー、あるいは県のそういう対策等も、これから十分いち早く研究をして、そして玉城町にふさわしいものを整備していく必要があるのではないかと思いますのと、先ほど総務課長が申し上げましたように、町の皆さん方の隅々まで、情報がいち早く行き渡るようなシステムを考えてまいりたいと、こんなふうに思います。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） そして、これは被災した方に聞いて話なんです、防災無線が浸水した場合の対処法みたいなのは、どうなっているんですか。どうなっているんですか、防災無線が壊れた場合はどうか、買い換えやないかんのか、無償で換えてくれるのか、そこら辺はどうですか。

○議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 今回の水害に遭われた方以外でも、防災無線の故障、鳴らないようなら町のほうへお持ちいただきまして、無償で修理をさせていただいておりますところでございます。

今回、ごみの搬出と合わせても、ものが無くなってしまったという方につきましても、町からの配布をさせていただいておりますので、貸与させていただいておりますので、配布をさせていただいております。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） わかりました。ではなんか知らずに捨てたから有料ということではないわけなんですね。はい、わかりました。

そして、次の質問なんです、今回、台風が夜に起こったので、学校の連絡とか、保育所の連絡とか、中学校の連絡、そういう子どもたちが動いている時間ではなかったんで、その連絡手段ということは、実際にはテーマにあがらなかったんですが、それが起こった時、小学校に子どもがいる時間に、ああいうような避難勧告とか避難準備情報が出た時の情報伝達はどうなっているのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 今回、台風というような 21 号の、今回の時もそうだったんですけど、日曜日に接近するということから、金曜日に校長会を開きまして、月曜日の登校をどうするかという協議の中で、予測される進路を検討しながら、月曜日の早朝 6 時に校長が教育委員会のほうで集合し、登下校を決定しようということ。

今回の台風につきましても、被災状況等を勘案し、状況を見た中で、通学路等の安全確保がなかなかできないということから、休校を 6 時の段階で決定、6 時半の段階で各保護者のほうに、絆ネットという中部電力さんが配信サービスをしてもらっておる事業ですけど、メール配信をさせていただき、保護者のほうに連絡をさせていただいたという状況で

ございます。

そして、この絆ネットなんですけど、ほぼ学校によっては 100%のところもあるんですけども、若干中学校につきましては、数世帯、加入がメール受信ができないご家庭もございますので、その家庭につきましては、その家庭を学校で把握しておりますので、電話連絡で処理をさせていただいたところがございます。

学校在校時の緊急時の対応ということで、これにつきましても、今、申し上げました絆ネットをもって、各保護者のほうに連絡をとる。そして、各学校におきましては、引き渡し訓練というものを、年度数回実施することによって、スムーズな形で保護者への子ども引き渡し、これにつきましては、親御さん勤務の場合もありますし、その時には親戚の方、またその他の方々がいう連携をとった形の中の訓練を、実際進めておるところでございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 小学校、中学校はそういう一斉の連絡システムがある。これは台風に限らず地震とか、例えば運動会が中止とか、そういう時にも使えるわけなんで、いいと思うんですが、保育所はどうですか。

○議長（山口 和宏） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほどの台風 21 号に関しまして、保育所並びに児童館の状況をまずは報告をさせていただきます。

今回の台風 21 号の襲来に伴いまして、20 日の金曜日には、役場のほうから各施設に備えの指示はさせていただきました。

それでは、ちょうど日曜日でしたので、日曜日は通常どおりの運営となっております。特段の連絡はいたしておりません。北川議員が言われましたように、連絡網につきましても、各保育所につきましては、電話での連絡網に止めております。

今後、先ほどの絆ネットという、小学校、中学校のシステムがございますけども、来年度以降、早急にそのあたりのネットワークの加入をさせていただくように、検討もさせていただきますいなと考えております。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 保育所がやっぱり電話連絡というのが、やっぱりナンセンスだと思うんです。平日の昼間だと、両親二人とも働いているから保育所にいるわけなんで、それに電話連絡って、ほとんどつかないと思うんです。そして、タイムラグもすごいですし、なので今いったような絆ネット、それはルール上、教育委員会のあれですけども、大丈夫なんですか。それに加入できたら行事の中止とか、そういう緊急時とかもメールで、たぶん今の若い人はほぼ 100%使えると思うんで、いいと思うんですけども、そこら辺、検討と言っていますが、実際にそれはもうオッケーなんですか、絆ネットに保育所の保護者とかが入るのは。

○議長（山口 和宏） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 絆ネットにつきましては、各施設での管理ないしは登録ということになりますので、こちらのほうから情報を、各保育所の所長なりまた主任にという、職員の中からそういう情報発信できるような人さえあれば、可能かと思っております。30 年度当初以降、検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番(北川 雅紀) これは職員の負担も大幅に減りますし、保護者も圧倒的に便利になりますし、良いことしか多分ないと思いますので、検討といわずにやってもらうようお願いしたいと思います。

そして、次の質問なんですが、先ほどから言っていた情報伝達、防災メール、携帯電話に伊勢とか明和多気から、避難勧告とかが出たら、僕たちにも入ってきました。玉城町で、おそらく明和に近い人は、明和も入ってきましたし、多気に近い人は多気から入ってきて、伊勢に近い人は伊勢のが入ってきて、たぶん玉城のは入ってこなかったと。同じシステムがあって、それを使わなかったということなんですけれども、そして、それに付随して県に報告をすると、県がマスコミの各社に伝えるので、県に報告しないと、マスコミが例えばテレビのテロップ、避難勧告を玉城町に発令中みたいな、ずっと出ていて下の文字で流れていたのですけれども、それが県に報告してなかったんで、出てなかったという二つですね、その防災のエリアメールというのを、使わなかったということと。県に報告してなかったということが、前段でもハザードマップの時に言いましたけれども、これは国交省の専門家が調査してつくったハザードマップでも、赤くなってなかったエリアの話なんで、これはもう玉城町には、それを予見することは無理だと思うんです。

なので洪水が起きてしまったことは、これは不幸なことが重なって不幸な災害で、不幸な結果になったとしか言えないという難しい話なんですけれども、でもさっき言った情報伝達の部分は、やると言っていたことを、やらなかったとか、やれなかったという部分なんで、そこは状況が違うというか、行政としての考え方の持ち方が、スタンスが違うところだと思うんですが、そのことについては、どう考えているんですか。

○議長(山口 和宏) 総務課長 中村元紀君。

○総務課長(中村 元紀) 確かにうちの操作ミスがありまして、エリア内にも配信されなかったということにつきまして、テレビ・ラジオ等に流れなかったというところがございます。ただ、今現在といたしましては、まだ接続というのですか、エリアメールのほうにつきましては、玉城町のほうから直接配信をさせていただくという方式になってございます。

他の市町におきましては、市町村がその県のL-A L E R Tのシステムに載せますと、自動配信されるようになっているんですけども、玉城町の場合はそれがしてなかった、J-A L E R Tのエリアメールを使う想定がされてなかったということの中で、その自動配信する携帯電話会社のほうにはしないような格好のシステムになっておるという状況でございました。

これにつきましては、県に要望させていただいて、近い内には配信をさせていただけるような格好に切り換えをさせていただくという格好で、今、考えておるところでございます。また今後については、それ以外の方法、先ほども言いましたホームページなりあらゆる手段を使って中で配信をしていきたいということでございます。

○議長(山口 和宏) 8番 北川雅紀君。

○8番(北川 雅紀) 今の話はよくわかるんですけども、結果的にこれがあつたら、これがちゃんと伝わっておつたら、動かした車とか、これがちゃんと洪水が起こる前、浸水する前に住民に、もう避難勧告とか避難準備情報は出していたんですか。それを伝えることができたら、思い出の品とか、畳とかいろんなものを財産を移動できたりした人もいると思うんです。メールとかテロップを見ても、やらなかったというのは、自己責任だと

思うんですけども、もともと行政がやると言っていたことをやらなくて、その情報を知っていたら、被害額が減っていたかもしれないということに関しては、どう考えているんですか。

○議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） テレビ・ラジオ等へ配信がされなかったという部分になろうかと思増す。その部分については、その情報を見られて、避難される方、車の移動をされて財産を守られた方というのが、あったのかもわかりません。また、発令する時期というんですか、その時間的なものも、今までの想定がなかったという中で、一気に水位が上がってきたということもございまして、時間的なものがとれたかどうかというのは、判断の難しいところでございますけれども、早めに情報を出しておれば、残すことができた財産というのはたくさんあったんじゃないかと感じております。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） ちょっとこれは止めておきます。たぶんいろんな施策を打っても、ここの言い方とか、ここの対応があって初めて支援の政策とか、いろんなことが気持ちとして進んでいくんじゃないかなと思うので言ったんですけども、たぶん今のは町長、難しところですね。そうですね、これはここを処理してかんと、たぶんいろんなことがうまくいかないと思うので、うまく今後やってください。

そして、次の質問なんですが、避難所の場所についてということなんですが、これは今、6箇所ですね。2011年の一般質問で、避難所が6箇所、県内で玉城町が一番少ないというのを質問させていただきました。その根拠としては、液状化現象を基に話たんですけどもね、町内6箇所の避難所は県内で一番少なく、その6箇所のうち3箇所は、液状化現象の該当するところだから、もっと民間の施設とか、自治区の公民館とかを避難所として、指定したらどうですかと言ったんですけど、6年経っても増えてないわけなんですけれども、今回のことがあって、避難所を増やす、民間のところを増やす、公民館を増やすみたいなのはどうですか。

○議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 避難所と緊急の避難場所、2種類ございまして、緊急の避難場所としては、水害等であれば、まず一時的に高台へ逃げさせていただくということが一つの方法でもあります。その場所の指定というのが、玉城町の場合はしていないという状況でございます。

避難所としては避難されて、しばらく生活していただく場所ということで、これについては6箇所、今、指定をさせていただいておるわけでございます。また、今回の水害を受けた中で、民間の事業者の方からも、お話がございまして、私ここにも畳の部屋があるので、そこを一時的な避難所として使っていただくのでしたら、使っていただいても結構ですよというお話もいただいておりますので、このあたりについてのちょっと今回の防災計画の見直しをやっていきたいと思いますので、その中で検討させていただきたいというふうには考えております。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 増えるとそれに付随した、いろんな整備をしないとだめなんで、手間がかかることなんですけど、今回これも6箇所では少ないということが、立証されたので、例えば田丸やったらは福社会館、中央公民館というだけでは足りないということは、もう

わかったんですね。いろんな箇所にいろんな人が行けるような、いろんな災害でも行けるような想定をして、つくったほうがいいんじゃないかなと思いますので、それはやっていってください。

そしてこの台風 21 号について、最後の質問で書いてある被災者の支援についてということなんですが、これは昨日たくさんの方から、かなりいろんな角度から聞いていただいたので、やめておきます。

でも 1 点聞いてなかったことがあって、家屋の被災者の方の支援の話はすごくしたんですが、周辺の水路とか農道とか、被災者という変なんです、壊れた自治区のものとか、例えば田んぼ、個人のものとか、そういったことの支援というか、誰が直していくのか、どうなっていくのかということはどうですか。

○議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 例えば床下はしてないけれども、庭のフェンスが破れたとか、そういう部分の支援策になろうかと思うんですけども、個人の方となると。そういう部分については、今のほうとしては支援策をとらせていただいております。あと水路とかそのあたりの公の施設につきましては、農林であれば農林のほうでさせていただきますし、道路等であれば建設になります。あと、農地とか民有地のところでございますけれども、これにつきましては、町として介入できない部分がございますので、そのあたりに対する支援というのはないということです。

○議長（山口 和宏） 8 番 北川雅紀君。

○8 番（北川 雅紀） 町道や農道は直していくということでもいいんですかね。個人の畑とか個人のところは該当するようなメニューとかはないということで、よろしいですか。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 農地におきましても、災害復旧事業で国庫補助に乗せる部分もございますので、乗れるものは乗せさせていただきますし、乗れないものにつきましては、ケースバイケースの場合もありますけれども、役所のほうで修繕をするなり、多面的支払活動、または自治区でご協力いただくということになりましたら、原材料費の支給、重機の貸出等、予算計上させていただきます。

○議長（山口 和宏） 8 番 北川雅紀君。

○8 番（北川 雅紀） もう 4 月から稲作つくるのが始まるわけです。時間的にはあまり余裕がないので、その水路とか農道、法面とか、そういう町中以外の周辺、たぶん本人もまだわかってないようなところがあると思うんで、調べてもらったり、できることはメニューにのれることは、自己責任の部分とか、私有財産のことはありますけれども、のれるところは話を聞いたり相談に乗ったりして、直していただきたいと思います。それが今後のことにつながるので、そういったことで台風 21 号のことについては、一つ目の質問は終わらせてもらいます。

二つ目が玄甲舎のことについて、質問させていただきます。これは何年もかけて進めていることなんですが、国の支援策に乗ったりですね、内容が拡大してきたりで、当初のものと大幅に変わってきました。その都度・都度で議会で承認を得たり、そういう相談したりということをしてきたのですけれども、今回、被災地域の中であって、そういう周辺の住民の人たちの理解とか、あそこの場所自体がどうなんかということも含めて、もう一度立ち止まってというか、根本から考えて進んでいって、違う外的要因が増えましたので、

そういったこともあるので、再度聞くんですが、今後の計画はあの玄甲舎については、年次計画みたいな、簡単にいうと箇条書きみたいなんでいうと、いついつに幾らぐらいのお金をかけてできていくという予定はどうですか。

○議長（山口 和宏） 危機管理監・総合戦略課長 林裕紀君。

○危機管理監・総合戦略課長（林 裕紀） 今後の計画でございますけども、この計画につきましては、29年2月24日の地域再生計画に基づいた拠点整備で、今、建物と多目的組織の事務所をつくっておる。それから5月30日の第43回地域再生計画で、今度は29年度から3カ年間の推進交付金を受けて事業を進めておるということでございます。

29年度はまずは玄甲舎の利活用ということで、皇学館大学とも玄甲舎の利活用の方策調査研究を行いながら、前半では玄甲舎の利活用の方策の調査を、今やらしてもらっておると、百人委員会をキックオフしながら、全10回でやっておる。

後半については、玄甲舎の利活用の方策のテーマは、地域運営組織、まちづくり組織というものをテーマに、今後1月下旬までかけて3回、この間のキックオフの会費も含めて、合計4回、地域運営組織と中期計画を検討しておると同時に、コンサルのほうに地域創生の推進交付金を活用して、コンサルのほうにも出させていただきますので、この辺りで3月上旬までに最終的に第2回玄甲舎百人委員会を行って、その中から以前から出しておる三つのテーマ、郷土愛を育む町の寺子屋、住民の健康と幸せ、健康をつくる集いの場、集客の向上を促進させる魅力発信の拠点を三つのテーマを中心に、20年後の玉城町として題してまとめていくと。

この報告を受けて、皇学館大学のほうでは委託契約を結んでおりますので、玄甲舎利活用とその運営主体についての報告書をいただいて、コンサルのほうからは地域運営組織のビジネスモデル案終始シミュレーションを含む中期事業計画を提出させるということになります。

この計画につきましては、29年度はそのほかに、玄甲舎の周辺整備事業等々がありますから、29年度は今のところ今回の補正予算も含めて、6,315万円、この数字を今、ご要望させていただいておるといところでございます。

30年度につきましては、29年度に行った事業を受けて、中期事業計画とそれから優先の先進地事例なんかも踏まえ、魅力創造とか自立運営に向けた、収益力強化になる三つのテーマを取り組んでいきたいと思っております。一つはマーケティング調査、それでは先行事例調査、提供サービス、販売食品等の企画。これをPFI、プライベートファイナンスイニシアティブですけども、玉城町がやるのではなくて、事業主体をどのように考えていくかということですね。民間活力を活用した、玄甲舎そのものの委託を、PFIを活用した、また公募型ビジネスモデルもやりながら、交付金の活用をして、この二つをして、民間の活力を継続した運営を検討していきたいと考えています。

同時に、31年度で集客施設、地方創生は人の流れをつくり雇用を生み、所得を上げるという建物が必要ですので、集客施設として、例えばレストラン、カフェなどの施設をつくっていきたい。そのための設計を30年度で予定しておるといことで、30年度の地方創生交付金並びに庭園整備等々の1年目ということでありまして、約6,500万円ぐらいを30年度では計画をしておるといことになります。

続きまして、31年度ですが、こういうようなことを受けて、いよいよ当該玄甲舎エリアの魅力創造や自立運営に向けた収益力の強化策や雇用の創出を含めた、また所得をあげて

いくということですから、こういうことも含めた中の本格的に実行することで、プロモーション、玉城町の玄甲舎そのもののプロモーションの製作、それを全国的に発信をすること。それでは、プロモーションの戦略の策定と同時に、この集客施設となるカフェ並びにレストランなどの施設建設に、31年度とりかかりたいということです。

こういう方々に、どなたにコックになってもらうか、どういう方に運営してもらうかも、30年度でPFI等を活用した民間活力の方を選定しながら、31年度その業者も選定をしていきたいと思っています。実際運営していくのは、32年度から本格的に、この玄甲舎周辺エリアを地方創生としては、32年度の4月から本格運営をやりたいということで考えております。

ですから、周辺事業は29年度は玄甲舎の本体と事務所の整備、30年から31年度は庭園等周辺整備をやっていくということで、総合的にやっていくということ、今、予定をしております。以上です。31年度は金額的に7,100万円あまりを予定して、今現在トータルで3億4,109万2,000円という数字で、今、動かさせていただいておるところでございます。以上です。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） つまり簡単にいうと、今年度、来年度は施設を整備していくと。そしてそれは町がやると。31年度はその管理や運営は、そのつくったのは玉城町やけども、運営や商いをしていったりするのは、民間の人たちということいいんですね。

そして、それまでのお金、民間に渡すまでのお金は全て、約3億4,200万円かかると。その内訳はどんな感じですか、3億4,200万円のうち町単はいくらとか、国費はいくらとか。

○議長（山口 和宏） 危機管理監・総合戦略課長 林裕紀君。

○危機管理監・総合戦略課長（林 裕紀） 事業規模は先ほど申し上げた数字ですから、国の交付金を受けておるのは1億1,000万円あまり、約3分の1になります。それから起債、これは1億6,000万円あまり、2分の1になります。それから一般財源は6,757万円ですから、約5分の1ということで、合わせて3億4,000万円ということになります。ただ起債は町の借金になりますから、一般財源になるわけですけども、もろもろの起債の中で、交付税措置が50%あるもの、また30%あるものと、全て交付税措置があるものの起債を、有利な起債を借りていますので、これを含めると起債の交付税措置が6,300万円ぐらいありますので、約4割、起債のうちの4割は国の補助金をいただけるような、見方によりますので、その点、具体的に言いますと、町の負担は1億6,766万5,000円ということで、49.2%、約半分が町の負担になるという積算はしております。以上です。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） そして、31年度以降の民間に委託した後のランニングコストを、町費はどれぐらいになるんですか。それは全部民間が請け負っていくもんなのか、町の負担はあるのか。

○議長（山口 和宏） 危機管理監・総合戦略課長 林裕紀君。

○危機管理監・総合戦略課長（林 裕紀） ランニングコストにつきましては、30年度でPFI等も含めたビジネスモデル案を検討する中で、事業主体がまだはっきり決まっておらんということで、まだランニングコストは未積算になってますけれども、基本的にはそういうところにもっていききたいとなっていますから、ランニングコストはそれほどかからないようなことは計画してかないかと思えます。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） やはり当初の計画から増えて、3億4,000万円中、半分が町費で半分が国費ということで、これ本来、文化財というのは、その文化というものを後世に伝えていくために、当時のまま保存していくというのが、本来の目的で、それが文化財法のあれなんです、その路線だけでいくという選択肢もあったんですが、集客ということは、観光化ということを抱き合わせ、それは良くある話なんで、そっちの道を玉城町は選択したということで、本来文化財保護ということをやらないかんお金プラス、そっちの路線を選んだので、お金がまた増えてきたということなんですけれども、そこら辺をバランスの話なんですよね。開発をしていくと文化財の本来、例えばこの建物、本当はもともとあった和式の当時のままのトイレというものがあってしかるべきなんです。何故ならその当時を残すのが、文化財の目的なんで。でも洋風とかに利用者ができるように改造したりするわけですね。

違うんですか、現代風に直すんですよね。違うんですか。

○議長（山口 和宏） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 現在、玄甲舎の改修工事を整備しておるところでございますが、もともとあった玄甲舎の施設にあつては、そのまま改修をするということで、今、言われたようにトイレの部分については、これは使用できませんが、そのように改修をする。しかし、当然トイレも必要になってくるということで、これは改修やなしに、新たな整備といったことで、隣接してトイレを設置するというようなことで、整備を進めております。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） それならよかったです。担当課がわかれているんで、そういうバランスというか、本来やるべきことを教育委員会のほうが担保して、本当はやらないかんことじゃないけども、そっちの観光とかの路線にきつたほうの話が押してくると、その本来の目的を見失うんで、それはやめてほしいと思うんで、業者とのそういう話し合いを随時しながらやっていってほしいと思いますが、それはそれとして、だから文化財というのは守っていかないかんのです。

ただそっちの観光のほうのレストランとかが、やはりちょっと行政がやるべき仕事なんかなというのが、僕はあります。お金儲けという部分ですね。行政は失敗しないこととかが、それが役割なんですよね。インフラとか、民間ができないことをするんが役割なんです。そういうレストランとかをつくるんがいいんかな、成功するんかな、もし失敗したらどうなるんかなという部分は危惧しているんですが、一体の今の事業計画として、そういったことの見直しができるのかどうか。もしくはそのシェフとかが来なかったり、シェフとかが儲からへんからやめますわと言ったような時はどうなっていくのかというところはどうなんですか。

○議長（山口 和宏） 危機管理監・総合戦略課長 林裕紀君。

○危機管理監・総合戦略課長（林 裕紀） 必ずレストランをつくるということは、まだ決めておりませんので、集客施設ですからカフェとレストランと、ただ申し上げたように、やはり雇用を生んで集客をしないかんわけですから、それに近いものはつくっていかないかんとは認識しています。

もう一つは万が一、そのシェフが来なかった場合につきましては、やはりそれを押して

まで、建築に進むということについては、いささかどうなのかというのは、私も思っています。

それから運営が始まって、経営が行き詰まった場合については、またPFIといろんな方々の知恵を借りて、何とか存続することは模索してはいきます。勿論、模索はします。ただ最終的にはやはり、この町に相応しい集客施設として、レストラン等が合わなければ、違う形の集客施設というのも、またその中では選択してかないかなのなと思っておりますが、その時は勇気ある撤退をしていかないかなのなと、こんなことを思っています。以上です。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） ではやる主体が決まらなかったらやらないということで、よろしいのですか。店舗もケーキ屋が入ったらケーキの施設が入りますよね、オープンとか、カフェも中華も全部施設の中身が違うわけで、何かをつくってから決めるんじゃないかと、誰かが決まったから、その人。でもそれはある意味、転用できないという、ジャンルを変更できないということになりますけど、そこら辺はどうなんですか。

○議長（山口 和宏） 危機管理監・総合戦略課長 林裕紀君。

○危機管理監・総合戦略課長（林 裕紀） 国は内閣府の地域再生計画という大きなものをつくって、それがなければ申請してくるなということですから、当然その計画変更を、できないからしない、計画変更するということは、国としては想定してない。ですから当然、これはやっていかないかなという認識をしています。

ただ、申し上げたように、いないのにやってはいけませんので、募集もないのにやってはいけません。その時には、新たなことを考えていくということは、当然必要だと思っています。以上です。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） マーケットとして、例えばアスピア800人いる、毎日来るところですけども、そこでも温泉の中のカフェとかは厳しいわけですよね。以前の人が撤退して行って、今の人も厳しいという話を聞きます。なので、1日800人が来るようなところになり得るのでしょうか、玄甲舎というのは、それぐらいのことも厳しいわけですよ。民間の人たちは、本当に夜の8時の営業を12時まで延ばしたり、友人や家族を働いてもらって、パートさんとかを確保しとるような状況の中で、そういうことが本当にあそこでやる人が見つかるのか、できるのか。

そして、失敗した時は、代案を考えるという話ですが、どうなんでしょうか。ちょっと見通しとしては厳しいなと思うのですが、国の事業やで引き返せない、ようやめれないと。一体化した中で、僕も修復はしてかないかなと思うんで、それをするためには、もうやっていかないかなということで、どうですか。

○議長（山口 和宏） 危機管理監・総合戦略課長 林裕紀君。

○危機管理監・総合戦略課長（林 裕紀） とにかくやっていくということで、国へ手を挙げた以上は思っていますので、成功させるように努力させていただきたいと思っています。以上です。

○議長（山口 和宏） 8番 北川雅紀君。

○8番（北川 雅紀） わかりました。もう時間がなくなってしまいましたので、まだちょっと質問があったんですが、これで私の最後の一般質問は終わらせていただきます。本当に長い間、まだ12月末まで任期なので、残っているんですけども、それまでは職務を

全うするんですけども、一般質問は終わりであり、こういう自由に話す機会はないんで、本当に皆さん長い間ありがとうございました。

○議長（山口 和宏） 以上で、8番 北川雅紀君の質問は終わりました。
10分間、休憩いたします。

(10時57分 休憩)

(11時07分 再開)

○議長（山口 和宏） 再開いたします。
休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

〔5番 中西 友子 議員登壇〕

《5番 中西 友子 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、5番 中西友子君の質問を許します。
5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） 5番 中西。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って質問させていただきます。

今回の私の質問は、平成29年台風21号の被害に対する町の対応についてです。まずはじめに、(1)台風21号による、玉城町は今までに経験したことのない災害に遇いました。

国・県・住民に対する申請や手続き、調査判定、申請等について、お聞きします。

はじめに町長に、現在お大まかな申請や手続き、調査等の状況を説明していただきたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君の質問に対し、答弁を許します。
町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中西議員から台風21号の被害に対する町の対応についてのご質問を賜りました。

被災なされた方々の手続き等についての内容でございます。具体的には、それぞれの所管が対応しておりますので、詳しく後ほど、またご質問いただいて回答させていただきたいと思っております。

ご案内のように台風21号は、国の災害救助法の適用もございました。そして、激甚災害の指定も受ける、まさに大きな災害ということで、国としても把握をしていただいております。

災害救助法は、三重県が国に申請し、市町が法定の受託事務として受けるというものでございまして、いろんなところでの支援をいただくというものでございまして、そして、この被災者生活支援法も県が国に対して申請をして、被災住宅の再建に向けて支援金を出させていただいておりますという内容でございます。

町といたしましても、玉城町といたしましても、やはりできるだけ被災なされた方々のご負担を少なくしていかなければならないということでございまして、先ほども報告させていただきましたが、昨日末でほぼ272棟の関係の方々の手続きが終了させていただいておりますということでございまして、まだ、少しいろんなご相談は、当然おありでございまして、お受けさせていただく体制でおりますけれども、もうワンストップでお越しをいただいておりますというものが、今の現状でございます。

特に質問の1番に、町の対応ということで掲げていただいておりますものですから、ただちに23日の朝から清掃業者の方や、あるいは建設業界の方、そして、その後、大紀町あるいは南伊勢町とか多くの方、今も三重県の方が隣の2階のところでも、ずっと相談業務に立ち会っていただいておりますということで、本当に以前からの度会郡、あるいは紀宝町の災害のところから、国から多くの方々がご支援をいただいて、そして、この復旧に向けて分身両面にわたって助けていただいたことを、心から感謝をしておるわけでございます。

そういったところで、町としても、やはりなかなか混乱の中でございまして、全て被災された方々にきめ細かくというような対応ができなかったところは、十分反省をしながら、そして、今からも、あるいはこれからもこうした災害に対する備えを、十分とっていくというのが重要だと考えまして、ご案内の今期定例会の冒頭に、災害関連の予算を計上させていただいておりますというのが、今の状況でございます。一部先行して、議会にあらかじめ了解いただいて、先行して、こうした災害救助法に基づくもの、あるいは町単独での対策、それを進めさせていただいておりますのが、今の現状でございます。

○議長(山口 和宏) 5番 中西友子君。

○5番(中西 友子) 大規模半壊等、これから多額の出費を強いられる方もいらっしゃると思います。床上浸水、床下浸水をされた方も、通常生活を送れるようになるには、今後とも出費がかかるものと思われまます。まずは水道料金、徴税、介護保険料、国民健康保険料、保育料、病院の使用料等の減免、免除について、お聞きしたいと思います。

玉城町水道事業の設置等に関する条例の第38条、町長は公益上その他特別の理由がある時は、この条例によって納付しなければならない料金、使用料、手数料その他の費用を軽減し又は免除することができるかとあります。町長の権限で期間の延長はできると解釈していますが、延長のお考えはありませんか。

○議長(山口 和宏) 上下水道課長 中西豊君。

○上下水道課長(中西 豊) 先ほど中西議員おっしゃいました、玉城町水道事業等の設置にかかる条例第38条の規定に基づいて、水道事業では水道料金の減免取扱内規というのが、従前からございますので、こちらに基づいて被災者支援の減免を行っております。

本来、趣旨としては1日も早く日常生活に戻っていただくということが前提のために、土砂清掃が長期間にわたらないであろうという想定の下に、約1カ月間の期限をとり、11月の水道検針が始まる11月20日を申請期限とし、前年度末の前後3カ月の平均より超過した水道料を全て減免しようという趣旨でございます。

また下水道使用料も上水道から設定するために、同様に減免されますが、今現在では11月水量の調整確定が終了していることから、一旦完了としておりますが、上下水道の窓口で申請期限時点では、また清掃しておるというご意見や、12月1日から始まった相談窓口においても、申請期限が早すぎて間に合わなかったというご意見をいただきましたので、申請期限を過ぎても、また11月の検針において減免できなかった方については、柔軟に個別対応をしていきたいと考えております。

ちなみに現時点の結果としましては、申請件数が240件、11月水量での処理済件数が237件、うち47件を減免水量のほうが多かったものを対象外し、上水道で190件、総水量で1,595 m³、事業としましては18万6,810円の調定減、また下水道では165件、減免の使用料が1,404 m³、事業としましては、12万8,224円の調定減となっております。以上です。

○議長(山口 和宏) 5番 中西友子君。

○5番(中西 友子) 全体的な延長はなく、個々の住民の方の申し入れにあった対応をしていただけるということで、よろしいですか。

では続きまして、徴税条例、徴税のほうについて、質問させていただきます。徴税の減免についての対応はどのようにしていらっしゃいますか。

○議長(山口 和宏) 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長(北岡 明) 町税の減免でございますが、まずは固定資産税の減免ということで、固定資産税の減免は、町税条例 71 条、この中にうたわれておりまして、納期限 7 日前までに申請ということになっておるのですが、今現在、収納窓口のほうで、固定資産税、これにつきましては、減額をさせていただくということの案内をさせていただいております。

この減額につきましては、納期到来分から考えておりまして、12 月 25 日が第 4 期分の納期ということでございます。3 期分までにつきましては、納期のほうが終わっておりますので、4 期分の中で被害を受けられた家屋、それを対象に減額をしていくと。この件につきましては、平成 30 年につきましても、来年 1 年間減額をしていくと、このような考え方でございます。また、住民税におきましては、来年の 2 月 16 日から確定申告のほうが、始まってまいります。これにつきましては、所得税の確定申告ということですが、あわせて住民税の申告ということもでございます。これにつきましては、被害を受けられたことに関しまして、雑損控除というものが受けられます。

この雑損控除、これにつきましては、私どものほうから、こうしたケースはなかなかございませんので、税務署のほうにも申し入れをいたしまして、雑損控除の説明会、これを 1 月 29 日と 1 月 30 日に説明会をさせていただく。この中で雑損控除の申告をしていただくための明細書までつくるところまで、税務署のほうにお手伝いをいただくと。なおかつ税務住民課のほうも申告のお手伝いをさせていただくということで、こちらのほうから手配をしておるところでございます。

これにつきましては、次回発行されます広報の 1 月号にも掲載をしております。以上です。

○議長(山口 和宏) 5 番 中西友子君。

○5番(中西 友子) では、役場に来ることができない方への対応は、どのようになされるおつもりですか。

○議長(山口 和宏) 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長(北岡 明) 固定資産税の減免等につきましては、申請書等もお渡ししております。こういった中で、代理の方、この方が申請をしていただくことに、特に問題はございません。また、所得税の申告、これにつきましても、本人でなければならぬということではございませんので、代理の方が手続きをしていただくということでも、一向に問題はございません。

○議長(山口 和宏) 5 番 中西友子君。

○5番(中西 友子) わかりました。

次に、続いて介護保険条例のほうに移らせていただきます。ちょっと長くなりますが、読まさせていただきます。第 11 条、町長は次の各号のいずれに該当することにより、その納付すべき保険料の全部または一部を一時的に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限

度として、6カ月以内の期限を限って、その保険料の徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付することを妨げない。

(1) 第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持するものが震災・風水害、火災、その他これらに類する災害により住宅・家財またはその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(3) 収入が事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 収入が干ばつ・冷害・霜害等による農産物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと等とありますが、納付義務者の支援制度ということで、自分が該当していると思われない方もいらっしゃると思います。納付期限7日前ということも、7日など直ぐに過ぎてしまいます。期限が過ぎてしまった時の対応と、対象住民への周知、役場へ来れない方への対応などお教えてください。

○議長(山口 和宏) 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長(西野 公啓) お尋ねをいただいております、介護保険のことですけれども、合わせて総合窓口に関しましても、少し含めてご説明を申し上げたいと思います。

まずは12月1日からは15日、明日金曜日までですけれども、総合窓口で対応させていただいております。先ほど上下水並びに税務課長のほうからも説明がございましたように、含めて明日まで総合窓口で、これまで職員延べ30人ほど、5班体制の窓口を設置いたしまして、対応させていただいております。

ほとんどの方が、この機会にお越しをいただいておりますけれども、まだお越しをいただいておられない方もございますので、合わせて明日、夜、対応する職員でもって、会合させていただいた上で、月曜日以降に個別に私どものほうから、世帯に訪問はさせていただいて、この説明をさせていただこうと考えております。

その中で介護保険を含めまして、国民健康保険とか後期高齢ないし保育料、こういったものも生活福祉課のほうでは対応させていただいておりますけれども、その中で特段、いろいろな条項、条例ないしは要綱等で対応させていただいておりますけれども、合わせて減免に関する基準というものを設けさせていただきまして、半壊以上の方々に対して、この減免をさせていただこうと。いずれの料にいたしましても、この平成29年度末までの分を減免をさせていただこうと考えております。また企業につきましても、還付をさせていただくような手続きをとらせていただいて、対応させていただくように、今のところ考えております。以上です。

○議長(山口 和宏) 5番 中西友子君。

○5番(中西 友子) 丁寧に説明していただいております。

私、個人としましては、ちょっとわかりにくいこともあるので、まだ引き続き個々で聞かせてもらうこともあると思いますが、続いて国民健康保険条例について、同じようなことですが、減免対象者への対応、周知、申請方法について、再度になると思いますが、お聞きします。

○議長(山口 和宏) 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長(西野 公啓) それでは、介護保険の場合も、説明しましたように、個々に関しましても、同様に、世帯になりますけれども、今現在のところ、資料で38世帯ほどが

該当してまいるかなと思っておりますが、そのうち30世帯ほど、明日も当然ございますし、1回だけではこの11項目の支援を、いろいろ項目を設けて説明をさせていただいておりますが、再来集していただかないとできないような手続きもございますので、これからも引き続き丁寧に説明をさせていただいて、申請ないしはお手伝いをさせていただきたい、そういうふうを考えております。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） 続いて、保育所のほうでも、同じことをお聞きするんですが、先ほどもお答えいただいたのですが、もう一度お願いします。

○議長（山口 和宏） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 保育所の関係ですけれども、これも同様に保育所の子どもさんがおみえになる世帯に対しまして、減免をさせていただくということです。これは所得制限というよりは、保育料を設定させていただく段階で、11階層にわかれておまして、所得割というのが、既にその中に入っておりますので、そういった方々に対して、今、数字では4世帯ほどが、今回該当をしております。その中で、個別に対応させていただいておりますので、こちらのほうも合わせて今後、申請ないしのお手続きのお手伝いをさせていただきたい。そういうふうを考えております。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） 続きましては、玉城町国民健康保険病院事業のほう、病院のほうですね。玉城病院のほうで、また同じような内容なんですが、対応、減免。玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の中に、使用料等の減免という項目がございます、第11条は町長は貧困その他特別な事情があると認められる者の診療及び療養に関わる使用料等を減免することができるものとあるんですが、今回の台風災害により該当される方がいらっしゃるのか、いかなかったのかと。町長としての対応はどのようなものを考え実行されようと思っておりますのか、お聞きします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） これはそれぞれの所管で、生活福祉なりあるいは建築なり、現在、対応をきめ細かくさせていただいておりますのは、大本はやっぱり災害救助法に基づく、法に基づく手続き、そして、生活支援の手続きをしておるわけでございますし、また、町独自でのご承知いただいておりますところの床上・床下の方についても、一部補助をさせていただくということについて、ご覧をいただいております。また、総合窓口で具体的に個々の項目を掲げてさせていただいて、お宅のお家はこういうことについてはいかがですかということを、きめ細かく対応させていただく、それを基本にさせていただいておりますので、それぞれ被災されたお家のご事情は異なりますから、窓口できちっと心配のないようにさせていただいておりますのが、今の現状でございます。

ほとんどの皆さん方が、ご理解をいただいて、そしてまた、中にはまた再度お出でいただいて、問い合わせいただくとか、あるいは、こちらでまだ手続きがお済みでない方は、連絡をさせていただくとか、そういうふうにと決め細かく対応させていただく姿勢で、今、手続きをずっと進めさせていただいておりますので、これからもその考え方で通させていただきたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 病院老健事務局長 田村優君。

○病院老健事務局長（田村 優） 今回の災害によります申請いただいた方は、病院のほう

ではございません。あった場合につきましては、個々の事情をお聞きさせていただきまして、ご相談にのりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） わかりました。次に、住宅被害認定のほうに話を、ちょっと移らせていただきます。第1次調査時のことについてお聞きします。

浸水深による判定、概観の目視調査により浸水深を把握し、被害の程度を判定すると、災害に関わる住家被害認定業務実施体制の手続きというのにあるんですが、外観からの目視で、実際に測れるのかと、私はとても疑問に思ひまして、1次調査の時の判定方法、判定された方、1回も判定業務に関わったことがない方とか、経験者の方が行ったとか、そういうところはどうなっているのか、お答えください。

○議長（山口 和宏） 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長（北岡 明） この件につきましては、災害救助法に基づきます罹災証明の発行部署が、私どもの税務住民課ということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず災害が起こりまして、町内の被災の場所を確認に行きましたのは、これは町職員、業務補助員等も含めまして、2人1組体制で調査を行いました。これをもちまして、この床上と判定された住家につきましては、これにつきましては、三重県の職員、特に技術職の職員さん、それでは、紀宝町で災害対応に携わられた職員の方、この方々を交えまして、町職員11名がちょっと選任をされまして、その者が研修を受けました。

その研修を受けた者が、他の応援に来ていただいております、紀宝町それから大紀町さん、南伊勢町から応援に来ていただいております職員の方々と同行をいたしまして、3名から4名体制でもちまして、内閣府の災害にかかる住家の被害認定基準運用指針、これに基づきまして、調査のほうをさせていただいたということでございます。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） では経験者を交えてということでよろしいですか。

では一次調査の時には、被害に遭われた方で、写真などを浸水の証明となるものを撮らない方もおられると思うんです。町の一次調査の時に写真などの撮影はなされているのかと、各家の被害状況等はファイル等でまとめていないのか、お聞きします。

○議長（山口 和宏） 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長（北岡 明） この件につきましては、まず初動の体制の中で、町職員がまず2人1組で調査をして、この時から全て写真につきましては撮っております。また、後の一次調査ですか、それにつきましても、全てファイリングをしまして、各戸別でファイリングで保存をしております。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） では、被害者からの不服の申立てで、二次調査をお願いしたいとなった時には、その依頼された方に、こういう理由でこの認定が当てはまる、当てはまらないとかいう細かい説明までなさることができるということによろしいんですね。

○議長（山口 和宏） 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長（北岡 明） そのとおりです。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） では、町の相談窓口というのが15日までとなっておるのですが、

申請期間の延長等はできるのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） それぞれ所管します担当へお持ちいただきましたらございますし、また、ご案内させていただいております、いろんな説明書きの中にもその申請期間というのもございます。これは法的に決められておるものもございますので、そのような形で申請をしていただきまして、総合窓口は明日で終わりますけども、その後もそれぞれの担当課のほうへお持ちいただきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） では続きまして、玉城町から県・国への要望等を出されていれば、どのようなものが出されているのか、お聞きします。

○議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 今回の台風を受けまして、外城田川、有田川、相合川の下流につきましては、2級河川の県管理の河川になってございます。ですので、災害が落ち着いた段階で、町長のほうから県のほうに要望を出させていただいて、河川の浚渫、溜まっておる部分の土砂の撤去とか、そのあたりについて早急に要望させていただいたところがございます。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今、玉城町からの部分はそういうことで、もう何度もお聞きをいただいておりますけども、やはり責任者として安全施策という中で、以前から治山治水ということは非常に大事だと認識をしております、南部の丘陵がありますけれども、外城田川の排水能力がない。

そして、優良農地でありますけれども、耕作はしやすいですが、勾配はない。大雨が降りますと下流が詰まっておりますと、水がはけない。これが玉城町の地形でございますから、私自身その状況は十分掌握をしながら進めてさせていただいてきておりますけれども、その都度その都度の外城田川の浚渫、9月にも三郷川、国束川の浚渫をやりたいということで、予算措置をしていただいたり、一部妙法寺の地域で各戸からの小さな河川が、外城田川に崩落をしておりましたのも撤去をいたしたり、そして地域と1対1のテーマの中でも、県管理の鳥羽・松阪線から下相合川の外城田川の浚渫を早くやってほしいということで、お願いをしておりました。

そして、今回も緊急にこういう事態が生じたから、これも何度も申し上げておりますので簡潔に申し上げますけれども、明野小学校付近の相合川付近のところが、土砂が堆積をしております。それを早く撤去してくれということで、来年3月までには撤去しますということで、県のほうからも回答いただいております。

したがって、やはり町として、こういう町、治水というのは大変重要だという認識しておりましたけれども、今回のまさに想定外の大雨に大変驚いた次第でございますし、多くの皆さん方が被害に遭われたということでございます。したがって申し上げますように、緊急対策で取り組んでいくことと、もう一つは国とかあるお話もございましたので、申し上げますけれども、全国1,700あります町村、これの第一番の国への要望は、大規模災害からの復旧・復興、防災・減災対策の強化、これを第一番に掲げておるんですね。

これはご承知のように、東日本から、あるいは最近では九州北部の朝倉の大災害から、そういったことの中で、もういつ起こるかかわからない。あるいは毎年どこかで大災害が起

こつておると、こういう事態でありますから、緊急に国としての対策に、財政支援制度、そういうところを一番に要望しておるのは、今の私たちの動きでございます。

具体的な町としての動きもお聞きをいただいておりますとおりでございます、やはりこれは緊急に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） 続いて（2）の質問に移らせていただきます。

まず商工業、農業被害についての各申請窓口はどこが担っているのかお聞きします。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 商業被害、農業被害のそれぞれの窓口はどこかというお尋ねでございましたが、商業被害につきましては、まずは商工会がございまして、商工会のほうに窓口ということで、問い合わせが今、相談を受けております。

それから、農業被害につきましては、私ども産業振興課のほうに、相談窓口ということで、設置ということじゃないんですけども、各自治区から被災の箇所が120箇所以上あがってきておまして、自治区の区長さんとやり取りをしながら、その対応をさせていただいております。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） 商工会へみえる方も、産業振興課の窓口にみえる方も、各種多様な手続きを必要とされる方もみえると思います。町も始まって以来の大災害ということで、スムーズな手続きが行われるよう、国や県からの応援要請を行うことはしなかったのか。また行う、行わない理由とは、一体どういった内容だったのかお聞きします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 当然のことながら知事にも連絡をして、そして防災部長にも連絡をして、防災部長も来ていただいて、そして今の災害救助法に基づきますところの研修を玉城町でやっていただいて、そして、近隣の伊勢市、大紀町、そういう方々の職員さんも、玉城町のところで研修を受けいただいた。こういうことでございました。国の環境省の出身、そして県が先ほど申しあげましたように、今日も職員派遣をしていただいております。大変な応援要請をして、そして関わっていただいたと思っております。大変感謝をしております。当然のことながら、国県だけではなくて、もう何度もお聞きをいただいておりますように、近隣の町からあるいはボランティアの皆さん方から、この方も全国各地からというところであれですけれども、今も九州北部のほうへ応援に出かけておられた方が戻っていただいて、玉城町のほうで活動をしていただいておりますということでもございますし、本当に多くの方がご支援をいただいております、その要請もいただいております、今日に至っておりますということです。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） 今の町長からの説明では、現在も入っていただいているということで、よろしいんですね。

では、ちょっとまた続けて、また違うほうの質問にいきます。農機具等の冷凍庫、農機具、機器等の故障に対してお伺いしたいのですが、水に浸かった時は、必死で水が引いた後、乾かして動いているから、今、動かそうと思って使っている方が、2次被害というんですか、時間が経ってから壊れたと。その時の対応とかは、今のところとることは考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 農業関係におきましての農業機械類の被害につきましては、私どもで今のところでは、自治区からの報告もございませんし、個人からのご相談というの、今現在ございませんが、商業被害におきましては、やはり機器類とか、それから車両類の被害を聞いております。当然使えるものは使うということで、直しながら使用されているところがございますが、やはり後年、数カ月経ってから壊れるという場合も出てくるかもわかりませんが、そういった場合につきましてはの支援ということになります、商工会のほうでいろんな被害状況を把握しながら、今、政府系金融機関の相談窓口で相談を受けておきまして、実際貸付資金を借りられるという方もございます。

そういった方につきまして、昨日の皆さんの一般質問でもお答えをさせていただきましたが、利子の補給制度、こちらのほうを設けさせていただくということで進めさせていただいております。また、ほかの支援策につきましても、商工会に対しまして、現在、検討させていただいているという状況でございますので、そういったものが出てきたら、なるべく対応できるように、実施をさせていただきたい、このように考えております。以上です。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） 町で経営しているお店が困った時に、手をさしのばせれる対応を是非今後とも検討していただけるようにお願いします。

では、続きまして、(3)のほうの質問に移らせていただきます。

台風前も長雨が続けていたこともありまして、直接台風の影響なのか、判断ができませんが、田丸小学校と有田小学校が当日雨漏りをしていたと、住民の方から聞いております。台風前からの雨漏りがあったのか、まずお聞きします。

○議長（山口 和宏） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 先ほど田丸小学校、また有田小学校での雨漏りというお話がございました。今回の台風21号によりまして、実際のところ有田小学校で雨漏りがあったという報告を学校のほうから受けております。それ以外の学校にありましても、やっぱり台風になりますと、雨漏りをするという事実はございます。

しかし、今回の21号では、有田だけが雨漏りがあったという現状でございます。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） では、今の初めのほうの質問では小学校に限定していましたが、他の教育機関、施設等の被害は、今回の台風ではなかったのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 教育委員会が所管します学校以外の施設でございますが、社会教育施設で体育センターの雨漏りが、今回ございました。この体育センターにつきましては、今までも雨漏りというのがございましたので、修繕をしたところですが、今回のように大量の雨量であったため、雨漏りをしたという判断をしております。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） 台風被害の時は国・県から出る補助金や制度等はないのでしょうか。ないのでしたら、これから町としても、教育委員会としても、備えが必要となってくると考えますが、その点についてどうお考えでしょうか。

○議長（山口 和宏） 教育委員会事務局長 中西元君。

○教育委員会事務局長（中西 元） 今回のような被害による補助制度というご質問でございますが、例えば大規模改修なり、また新しく建て替える、改修・新築をするといったような場合には、国の補助制度というのがございますが、今回のような雨漏りというような部分的な修繕の補助制度というものはないものと認識いたしております。

また、今後やはり町の施設にありましても、概ね 30 年近く経過がしています、35 年経つものもあるのですが、やっぱりそういったものというのは、その都度その都度、老朽化いたしておりますので、その都度、改修する部分は改修をし、大きく広がらないような段階から整備をしていきたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 5 番 中西友子君。

○5 番（中西 友子） 今回の長雨もあったことですし、台風もきました。大事をとって、公共施設の点検を要望しまして、次の（4）のほうの質問に移らせていただきたいと思っております。

住民の方からは昔は田畑に水が流れ、住宅のほうに水が来ることはなかったという話や、田丸は城下町で川より向こう、もと田畑ですね、過去に。低くつくられていた。今は川の向こう側のほうが高いところもあって、水がこちらに流れてきてしまうとおっしゃる方もいらっしゃいます。昔は町の姿もかなり変わったと思いますが、今回、水が溢れた河川の流れを変えるなど、そういう施策には膨大な時間と費用がかかります。並行して今回の水の流れ、浸水被害、住宅の建築箇所等のあり方を、住民の皆さんと今後のまちづくりですね、共に考えつくっていくことが必要と感じています。

継続してそのまちづくりを、住民の皆さんとしていくことが大事だと思っております、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） ご承知のとおり、ご意見のとおり、今回のこうした未曾有の大災害から学んでいく、反省し、そしてこの教訓を生かしていくということが、重要だと思っております。したがって、台風 21 号からの復旧・復興を急ぐという計画をつくらなければならんということでありまして、町の総合計画の中では、防災の項目もございますけれども、今回はさらにそれに加えて、台風 21 号からの復旧・復興計画をつくっていく。

したがって、具体的には、この補正予算でも計上させていただいておりますもの、緊急にやらなければいかんもんですね、さらに今後、期間を決めて、2 年、4 年、6 年、そういう形で対策を講じていくもの、昨日もお聞きをいただきましたですけれども、抜本的な外城田川の流下能力、あるいは補強というものも必要になってきます。

それと同時に、今年で毎年 7 回を数えますけれども、阪神・淡路大震災の人と未来防災センターや北淡町の野島断層も見させていただいたり、約 170 名の自治区の方々、今までに延べ参加をいただいておりますけれども、その中で被災された語り部の方から聞かれておられることは、何をおっしゃるかということなんです。やはり隣近所の助け合い、共助、それがあって助かったと。阪神・淡路大震災の時に、ずっと家が倒れてきて、下敷きになっておったけれども、みんながかき出して助けてくれたという方も、語り部の方にもお話を聞いていただいたりしておりますし、やはりいろんな東日本の教訓の中からでは、津波でんでこという言葉がありますように、思い出されましたように、もう何がなんでも、一目散に逃げるんだと。つまり自分で自分の命を守るんだと、そういう自助・共助のこの考え方をもう一度皆さん方にも徹底し、私たちもそのことをさらに防災計画なり、計画では

なくなって、実際に実行・実演をしていく。これを急いでいきたいと考えております。

それともう一つは、やはり玉城町の場合で、具体的に申し上げますと、先ほどの前段の議員でも説明申し上げておりますけれども、ご自身がどういう地域にお住まいなのかということを、今回のエリアは非常にかつて大きな水害がなかった地域が、ほとんどでございますけれども、やはりその地域にお住まいいただいておりますということを、いわゆるハザードをこれを皆さんにお示しをさせていただくということも、急いでいきたいと思っております。

それら具体的な施策を早くやるものは早くやると考えております。以上です。

○議長（山口 和宏） 5番 中西友子君。

○5番（中西 友子） これからの防災計画、まちづくり計画等を町長が音頭をとってつくっていただけるなら、私も個人ではありますが、参加をさせていただきたいと思っておりますので、その計画をつくっていただくことを要望しまして、私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山口 和宏） 以上で、6番 中西友子君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間の休憩をいたします。

(10時57分 休憩)

(11時07分 再開)

○議長（山口 和宏） 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

〔9番 中瀬 信之 議員登壇〕

《9番 中瀬 信之 議員》

○議長（山口 和宏） 最後に、9番 中瀬信之君の質問を許します。

9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問をさせていただく前に、今回の台風で亡くなられた方、お悔やみを申し上げるとともに、被災をされた多くの町民の皆様へ、お見舞いを申し上げるとともに、一刻も早い復旧・復興を願うところであります。

また、今回の災害に対し応援をいただいた各市町の職員の皆様や、本当に多くの町内外のボランティアの皆様へ感謝申し上げます。町内各企業の皆様におかれましても、連日の作業をいただいたことを改めて御礼申し上げます。また、町職員におかれましても、大変忙しい中ではありましたが、連日の応援ありがとうございました。御礼を申し上げたいと思います。

被災された方々が落ち着いた生活を取り戻すためには、まだまだ時間がかかると思いますが、町民が一丸となって、復旧・復興に取り組みたいと考えています。今回は、多くの地域で被害を受けられましたが、特に田丸地域が大きな被害を受けた、私はその代表議員として、住民の皆さんの思いを、行政の皆様にお伝えしたいと思います。

私は10年前に議員となった当初より、毎回、一般質問をさせていただいております。

議長をさせていただきました2年間については、質問しなかったわけでありましたが、今回、2年ぶりに一般質問をさせていただくわけであります。

今回は多くの皆さん方が質問をされているように、私の通告書にありますように、台風21号による大規模水害についての質問ということでございます。前段の議員からも、昨日から多くの質問があり、重複する点があろうかと思いますが、答弁は丁寧な答弁をお願いしたいと思っております。

今回の災害は、私たち町民にとっては、今までに経験をしたことがない災害でありました。世間では想定外の災害であったと、よく言われております。町長も先ほどから想定外の被害だったと、そのような答弁を再三されております。しかし、行政のトップは想像を超えた被害だからこそ、その行政の力が問われる。まさしく今回はそういう状況ではなかったのかと、私は思っています。

町民の生命や財産を守ることは、行政の大きな役割である。これは誰がみてもそういうことだと思っています。我が町の地域防災計画の中にも、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする明記をされています。今回の質問は、災害対策本部の機能と、今回の災害を受け、現時点で把握している被害状況並びに対策を伺うものであります。将来の防災対策を伺うということはいたしません。

被害状況を調査し分析することは、今後の災害対策には欠かせない重要なことと考えるわけであります。まず確認したいことがあります。今回の災害に対する災害対策本部長は誰が伺います。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 中瀬議員からまずお尋ねで、簡潔にご質問でございますので、私のほうからも簡潔にお答えをさせていただきますが、対策本部長は誰かということでございますが、対策本部長は今回でも、いつの時点でも町長が対策本部長と、こういうことでございます。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 次に、副本部長は誰ですか。

○議長（山口 和宏） 副町長 小林一雄君。

○副町長（小林 一雄） 副本部長につきましては、私と教育長ということになっております。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 今、町長、副町長が言われたように、災害対策本部は町トップ三役がするというのが当たり前であります。その下に、総務課や各課があつて、そこが仕分けをしながら、さまざま業務に対応していくということでもあります。

それでは一番初めに、対策本部が今回の水害において、指示命令や各職員の作業をうまく機能したと。当時を振り返って、これは22日になりますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） これも度々発災後の様子は、議会もお集まりをいただいて、報告してありますけれども、それにつきましても、こういう機会でご質問でございますので、皆さん方に私のほうからも報告も、議員もご理解いただいた上での質問でございますけれど

も、報告をさせていただきたいと思います。

時系列に申し上げます。10月22日の4時25分に气象台から玉城町に大雨洪水警報が発令をされた。

○9番（中瀬 信之） そういう細かいことは結構です、細かいことは聞いておりませんので、概ね町長として対策本部がうまく機能したのか、しなかったのかということを書いていただければいいです。

○町長（辻村 修一） 対策本部は、やはり混乱の衆議院議員選挙ということもあって、そして、混乱の中でありましたけれども、避難勧告の発令をさせていただいたということでございまして、いろんな反省は残しておりますけれども、一番の人命を失うことがなかったと、こういうことは何よりでもあったと思っております。

対策本部としては、私どもの指示の中で、職員あるいは消防団長、それぞれ精一杯活動をしていただいて、行動をとっていただいたと思っておりますけれども、今回のこうした外城田川の能力を遥かに超える大雨というところでの大混乱が生じた、こんなふうを考えております。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 私も職員の皆さん方や消防団の方が怠慢であったというふうには、少しも思っておりません。対策本部長として、その結果がどうであったかということをお伺いしたところであります。

昨日の質問で、5時に災害対策本部があつて、その時に総務課3名と副町長が出勤をしたとは言われておりますが、このとおりでよろしいですか。

○議長（山口 和宏） 副町長 小林一雄君。

○副町長（小林 一雄） そのとおりでございます。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） それでは、対策本部長の町長と副本部長の教育長は、いつ出勤されましたか。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） いつに誰が出てきたんかということですが、それで私が答えますのでは、9時に私はここへ来た。それまでには、副本部長が5時に登庁をしたと、こういうことです。

○議長（山口 和宏） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 私につきましては、8時半過ぎに登庁をさせていただきました。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 出勤をされた時間を伺いましたが、いつまでおられたんですか。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） いつまでおったかということですが、ずっと23日も終日おりました。以上です。

○議長（山口 和宏） 副町長 小林一雄君。

○副町長（小林 一雄） 私のほうは5時に対策本部が設置されるということで、登庁いたしました。その後、町長が9時に出られましたので、私のほうはいったん帰りましたけれども、また夕方7時頃には登庁させていただきまして、23日終日こちらのほうに対策本部におりました。

- 議長（山口 和宏） 教育長 田間宏紀君。
- 教育長（田間 宏紀） 私のほうにつきましては、8時半過ぎに出勤をし、体制の確認を行い、9時過ぎにいったん自宅のほうに戻りました。電話連絡で連絡体制がとれるような措置をし、また昼間の体制と夜の体制が、7時に交代をするということなので、その後、7時に登庁をしたという状況です。
- 議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。
- 9番（中瀬 信之） 対策本部は誰かが責任者として、そこにいるということがあれば、それが機能するわけでいいわけでありますが、いろんな報道の中では、総務課が対策本部にはいなくて、町長もよく言われていますが、選挙の開票のほうに行っていた。今回の役場にある対策本部の三役の皆さんおられたんですが、実際のそこで主たる職員というのは、どなたが対応しておったのか、お願いします。
- 議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。
- 総務課長（中村 元紀） 私どもが朝5時から夜7時までの間につきましてはおりました。その後、林総合戦略課長のほうに交代をしたという状態でございます。朝5時から夜7時まででございます。
- 議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。
- 総務課長（中村 元紀） すいません、訂正させていただきます。東建設課長に交代。
- 議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。
- 9番（中瀬 信之） わかりました。それでは2番目の質問になるわけですが、災害の後に床上浸水や床下浸水などが、他の市町では本当に次の日、翌々日ですか、早く発表されて、遠くにいても伊勢市、大変になっておったんやなとかいう情報が、早く入っていたようではありますが、玉城町はその情報が公表されなかった。それはどういう状況がそのようにさせたんでしょうか、お願いします。
- 議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。
- 総務課長（中村 元紀） 玉城町の場合、調査班というのを編成せずにしておりました。その前にごみの収集のほうに、住民生活を優先させて、ごみの収集のほうに体制をとらせていただいていたいました。調査班の編成自体、遅かったということの中で、発表等が遅れたというようなところでございます。
- 議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。
- 9番（中瀬 信之） そうすると、玉城町ではそういう調査をするということは、想定してなかったということよろしいですか。
- 議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。
- 総務課長（中村 元紀） 24日につきましては、23日明けて24日ですね、24日中に一応各それぞれの所管の施設の被災状況の報告ということで、町長のほうから命が出まして、各施設の被災状況の把握にあたっておったというところでございます。
- また住宅被害等につきましては、これにつきましては、それぞれ各自治区の区長さんのほうに依頼をさせていただきまして、把握を行っておったという状況でございます。
- 議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。
- 9番（中瀬 信之） 実際にいろんな被害が、こういう大規模被害ですとあって、多くの住民の方が被害を受けたことは、遠くにいる友だちや、いろんな方もなかなかわからなかったという状況があるみたいですね。ましてや親戚であっても、あんとこ、えらいことや

ったんやなということが、よく後で聞かれました。そういう意味からいくと、災害の情報というものは、どれだけ早く広報できるかということが重要なことであると。

そのことについては、今まで防災訓練、いろんなことをされている中でも、できていなかった。これについては、将来についての大きな積み残しではないかなと思っています。

次に、3番目になりますが、今回の水害で床上浸水が272戸、床下浸水が248戸、大きな被害だったわけですが、先ほども先般議員言われましたが、家屋については、こういう被害がありますが、実際は車とか家電とか、多くの生活必需品と言われるものが、損害を受けたと聞いています。その把握はどうなっているのか、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） お尋ねをいただきました今回の被害で出ております、いわゆる災害廃棄物と言われるものなんですけども、まずは車の台数につきましては、なかなか正確な数字はつかめておりませんので、ご了承いただきたいと思いますが、まず家電につきましては、その品目の把握はしておりませんが、全体で543件ほど出ております。これはあくまでも家電リサイクルということで、リサイクル手続きをとって件数でございます。その他、伊勢広域清掃工場への可燃、粗大といったものも、全体で520tほど出ております。伊勢市と比べましても、まずほぼ同規模のものかと思われま。畳につきましても、3,650枚ほど出ておまして、こちらのほうも大量に伊勢と同じような数字が出ておますので、この処理につきましては、清掃工場を通じて、近隣の清掃工場へ依頼をかけた上で、処理を願ったというところでございます。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 今、西野課長からは、その災害に遭った品目をあげていただきましたが、私が今お聞きしたいのは、災害に遭ったこの地域の被害金額というものが、いくらであったかという想定をする時に、例えば家屋がどうやった、家を潰すとか、車についても、これはその家に行って聞かないとだめよめ、車何台が被害を受けた、テレビが被害を受けたとか、いろんなことがあります。その詳細の積み重ねが、この町のこれから災害を受けた方々に、呼びかけていく、対応策の一つにはなるんじゃないかと、これは後で言いますが、今回大きな災害を受けた中に、ただ単に自然災害で未曾有の災害や、これは予期せんことやからしょうがないということだけではなくて、いろんな事前の報道がされていなかったがために、こういう状況になったと思いますので、今後、今、私が申し上げたような車などとか、生活必需品について、調査が進んでいるのかだけお伺いをしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 先ほどおっしゃいました車も含めまして、また、家電四品目につきましても、その詳細であるとか、また、粗大系でもいろんな品目がございますが、わかる範囲で、今後いろいろな検証をする中で、検討委員会の中でも、その数字をつかんでいきたいと思っております。以上です。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） これも将来のためですから、実際の今の状況がどういうことということを、事細かく調べておいていただきたいと思っております。

次に、4番目の質問になるわけですが、まさに今回、台風が接近し、被害が起き

ようとしている時に、避難準備や高齢者の避難開始や避難勧告が、県に伝わらなかった。これは度々報道もされておいて、町長、何度も言われておる。これは県のシステムに經由する国の災害情報システムにも、情報が伝わっていなかったがために、テレビや新聞に報道されて、玉城町は何をやったんやろかなということが、被災された方から多く言われておりました。

被災された住民の一人ひとりが、どのようにこのことを受け取って把握をしたかということは、私は全てを把握することはできませんが、多くの住民の方が役場に対して、不信感を持ったということは事実であります。この事実を踏まえ、町長は被災された町民の皆さんにどのように説明をされるのか、お伺いします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今のお話のとおり、避難勧告を発令したけれども、それが県のほうへの報告を忘れておったと、こういうことでございまして、これにつきましては、やはりこの選挙事務、あるいは混乱の中での対応といえども、反省をしなければならんと、こんなふうに思っています。

町としても、次の22号台風からは、対応をとってきたということでもございまして、今後そういうことのないように、対応していかなければならんと考えております。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 今後そのようなことがないようにすることは、これは当たり前なんです。先ほど私は災害対策本部に、本部長とか副本部長が、どういう形で詰められておったのかを確認したわけですが、総務課については、選挙活動をするということで、業務命令で対策本部にいなかったわけですね。ということは、対策本部に町長がずっといたと言われておりましたので、町長が対策本部に、その長たる人が、なぜそういうことを把握できなかったのか。そのことをお伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 避難準備、避難勧告の発令は、当然私がして、まずそれは人命第一の観点から発令をしてというところでもございまして、その結果、23時25分でもございましたけれども、その後の状況が県に報告という形がなされておらなかったということについては、その時点では把握はしておりません。

しかし、過去、平成16年の宮川災害、そして、平成23年の紀伊半島災害、これにつきましても、避難勧告を発令をし、そして、今回3回の避難勧告でもございました。それぞれの避難所での体制を整えて、それを確認をした上で、発令をしたと、こういう状況でもございました。

避難勧告の発令をしたということについては、県への報告ということも、後日、私どもも把握したという次第でもございました。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 町長はそのことを知らなかったと、副本部長、両名はどうでしょうか。

○議長（山口 和宏） 副町長 小林一雄君。

○副町長（小林 一雄） この避難勧告を町長のほうから受けまして、それぞれその避難所の開設の指示、それから、県への報告をきちっとするということ、指示をさせていただきますですけれども、そういうようなものを、システム的にその報告だけじゃな

くて、別な作業もしなければ、報道機関へ行かないというシステムになっておるとい
ことは、私は承知をしておりますでした。

○議長（山口 和宏） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 私につきましては、当日9時50分ぐらいに自主避難所でありま
す、中央公民館のほうの開設に向かっておりました。その関係で、今、発令等々の関係の
ところには携わってなかったという状況でございます。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 対策本部に、責任者の総務課がない中で、三役がいても、そうい
うことがわからなかった。例えばいつもの台風とか大雨ですと、まさか外城田川が氾濫す
ることはないですよ。今回は、21号台風というのは、前々から今まで伊勢湾台風に匹敵
するかというような大きな台風だということを、ずっとテレビで言われていましたよね。

その中では、それなりの皆さん、判断されておったと思うんですよ。今までないような
災害が起こりうる可能性があるのではないかとということが、これは勿論、危機対策本部も
そうであれば、その辺は当たり前のことではないかと思えます。このことに、もう一つ確
認しておきたいことがあるんですが、外城田川が今回氾濫したわけですが、先人、今まで
の方、いろいろ話を聞いていますと、外城田川がいつ氾濫するかわからないので、大雨が
きたり、いろんなことがすると、私ら土嚢を積みに行ったり、川べりて番土をしておって、
水嵩があがってくるのを、昔はチェックしとったんやろという高齢者の方が多くみえまし
た。

町長は役場の中におられたと思うんですが、外城田川へ見に行かれましたか。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 外城田川へその時には行きませんが、やはり9時に来て、そ
れからあの周辺の状況は、ずっと水位は確認をしまりました。特にまだ大きく水位が
上昇しておる時点ではございませんけれども、町内を自分なりに回ってきたということ
はございました。以上です。

○9番（中瀬 信之） 副本部長はどうなんかな。

○議長（山口 和宏） 副町長 小林一雄君。

○副町長（小林 一雄） 私のほうは町長そういうふうに現場へも出られてとる時もござい
ましたので、対策本部のほうに詰めておまして、それぞれ当然、防災は班体制でもって、
職員等が出ておりますので、職員がそれぞれ危険箇所等を把握して回っておりますので、
その報告は受けております。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） そうすると本部長と副本部長も、合羽を着て、長靴をはいて、現場
に行くということは、してなかったということによろしいですね。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） いろんな具体的なお質問でございますけれども、基本的には本部長
はここで、対策本部で指示を出すというのが務めてでございます。それまでにそれぞれの
職員、あるいは消防団員が町の危険箇所、それぞれチェックをしておりますから、そこ
で1時間、2時間おきにパトロールをして、それを今どんな状態なんかということを伝える
のが、対策本部。そしてその要員でございます。そういった形で玉城町としては、行
動をしておりましたし、今回も行動しておりました。しかし、一気に寄せてきたというの

が、今回の事態でありました。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 内閣府防災担当、こういうものがあるんですよ。市町村のための水害対応の手引きというものがあまして、これを見ておりますと、市町村の責任と心構えというものが書いてあります。危機管理においてトップである市町村長が全責任を負う覚悟で、陣頭指揮をとるんだとまず書かれています。もっとも重要なことは、駆けつける、体制をつくる。状況を把握する。住民に呼びかけるというのが、五つの項目であるというのが、内閣府から出ていますよね。勿論これは対策本部に携わるトップの方は、全てわかっていると思いますが、新聞でああいうふうに報道されるということは、そういう指示がされていなかったと思われま。

今回の県への報告がされていなかったということで、職員の方は処分をされているとお伺いをしましたが、されているんでしょうか。

○議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 処分させていただいてございます。担当者及び上司の処分ということで、してございます。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 災害におけるトップが全ての責任を負う中で、現場にもいなかった担当と課長は処分を受けたという状況が実際にあると思います。そういう意味からいくと、災害対策本部は実際機能していなかったということが言えるのではないかなと思います。現実、外城田川への担当は、今の答弁ですと、見に行っていたと言われておりましたが、どなたが行かれておったんかな、伺います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） これは町内パトロール、9時、あるいは13時30分、パトロール2回目、16時30分と、これ時系列にあります、3回目。それから4回目が10時とか、そういうパトロールがございますから、それは班編成をもって、町内をパトロールということで、現場を見て、そして本部のほうへ現地の状況を、つぶさに連絡をすると、こういう体制はとっておりました。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 今までの例でいくと、もちろん宮川が危ないとか、いろんなことが言われておりますが、以前から外城田川というのは、そういう災害、溢れるということは、過去にもあって、要注意する場所であったと思います。そういう中においても、水なんて、急にそんな1分や2分で、ボンと増えるわけやないですよ。やはり住民の方に聞いていると、徐々に徐々にあがってきて、いつの間にか溢れてきたわという状況がありますので、そういう意味からすると、いろんな意味での避難の指示ができていなかったというのが、現状ではなかったかなと思います。

外城田川の水が溢れたことについて、避難勧告が適切であったと町長思われていますか。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 小さな町ですから、どこに今、危険箇所なんか、どこが危険箇所なんか、いつも浸く場所はどこなんか、そして、宮川はどんな水位なんか、8.2mのいろんな国からのデータもありますし、危険の勧告のデータもありますし、私は一番、人の目で確認をするということをお大事にしたいという考え方で、これまで臨んでまいりました。し

たがって昼田のところの方に、こんな今、水位やという情報も常に入れていただくようなこと、目で確認をすると。そういうふうなこと。それと合わせて今回の中では、伊勢の地区行き、特に伊勢消防、玉城出張所もごさいますけれども、どういう検証、あとしておりますけれども、伊勢市さんでも床上、床下がございましたけれども、一気に水が寄せてきたというところが非常に大きいなと思っています。

町の中での危険箇所を常にチェックをしながら、例えば名前を申し上げて恐縮ですけども、伊勢団地さん、あるいは高杉団地さん、こういうところは非常にいつも浸水の危険性のあるところでごさいますから、そういうポイントを常にパトロールして、そういうところの状態がどうであるのかということの現状の十分把握をしながら、消防団員あるいはパトロールの職員は常に回ってきておる。

そして、外城田川の橋桁が、今、何mのところまで来ておるのかということの、現場で目で見ながら、判断をしておるのが、今まででございまして、今回もそういう動きをしてきたというところでございます。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） さまざまなことをしても、今回のようになったと思いますが、再度このことだけ聞いておきますが、外城田川がサニード道路より東側が氾濫したわけですが、その氾濫をした状況を、本部長はじめ副本部長、三役の方は見ていましたか。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） それともう一つ、先ほどのお話のところ、答えさせていただきまされども、それぞれ消防団員、団長以下、指示の下に出動しておりました。しかし、一気に寄せてきたので、やはり団員としての身の危険が及ぶというところで、もう自己判断で二次災害が起こってはいかんでということで、引き返したという事態も発生しております。そこまで一気に寄せてきたということでございます。

そして、私はその外城田川の水位の状況、氾濫の状況を、前日の竹内議員のところでも、報告を申しあげましたけれども、個々の道路高、あるいは橋脚からの高さ、あるいは個人のお家のところの水位の状況、つぶさに現場の調査をいたしまして、そして、今回の要因となるべきところの増水が、どこからどんなふうの流れてきたのかということは、全体把握を掌握をしておるところでございます。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） この報道がされることについて、町三役はそのことを知らなかったということがあります。このことについて、これ以上言ってもですね、現場にも行っていないし、通報のこともわからないという状態では、これ以上聞くことはできやんと思しますので、この質問はこれで終わりたいと思います。

それと質問はいろいろとたくさんあるんですが、前段の議員の皆さん方とかぶるようなところは抜きながら、させていただきたいと思しますので、よろしく願いをしたいと思します。

外城田川が大きく氾濫をし、次の日に多くの方が床上浸水、現状では翌朝には、どこが浸水したのかわからないような状況になってましたですね。そういう中で、私たちの町で、昨日も出ていましたが、玄甲舎、玉城町の文化財として、非常に大切なものである。今日も工事をずっとされておって、もう直ぐ完成するのではないかなと思います。

町長は22日以降に、玄甲舎のほうへは見に行かれましたでしょうか。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） はい、見に行きました。そして、同時に毎日、朝は浸水の地域をずっと回らせていただいて、そして、議員の皆さんの中にも、毎日お会いをして作業をお手伝いをしていただいておりますけれども、その中でも浸水の町内の状況、あるいは家屋からの家具の集積場の様子、あるいはパッカー車の行動の様子、妙法寺の浄化センターの集積場の様子と、それぞれ毎日、私自身が現場を見て、そして、指示をします。

その中でも、床上であったという情報をいただきましたので、玄甲舎の場合でございますけれども、あそこも床上やということでございますので、そこも当然のことながら、調査といたしますか、様子を見に行つた次第でございました。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 玄甲舎、いつ行かれたんですか、一番初めは。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） いつ、ちょっといつの時点というか、そこまで具体的な日までは記憶してません。確か24日か、それ前後やないかなと思っています。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） それは玉城町としては重要な文化財ですので、見に行くという気持ちはわかります。災害があった翌日ないしその翌々日には行っていただいたと。玉城町で床上浸水がたくさん今回はあって、300近いところがしたわけですが、玉城町で一番水位が深かったというようなところは、どこかという認識はされていますか、今。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） ここのJRのガード下が、1m80ですね。それから、さらに認識というか、昨日、少し説明をさせていただいた部分には、入っておらんだかわかりませんが、具体的な現場での調査をしております、私の調査といたしますか、そこでの計測でございますけれども、大徳寺さんのところで1m40です。名前を出して恐縮でございますけれども、下村さんというお家のところですね。それぞれ全部計測をしております。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 対策本部長として、全てのところへ視察に行つて、事を掌握するという事は、なかなかできないと私は思います。被害を受けた主要なところだけでも、まず見ていくということが、非常に重要ではないかと考えています。そういう中で、一番水位が深かったのは、プール西のガードあたりではないかなということ、町長は言われておりますが、その辺で聞くと、町長は来ておらんよと。来たんは11月30日やったかなということを言われています。

私は玄甲舎というのは、非常に大事なものだと思いますが、住民の中には、玄甲舎へ行つても、住民の浸かったところはけえへんのと違うかなと言われておる方も、中にはおられました。私はそれは全てではないと思いますが、せめて一番被害が大変やったところぐらいは、一度見に行つて、どうやったんかということ、早くしておくべきではなかったんかなと思っています。それは私の所感です。

それから、これは勝田町区は南新町とか、下田辺のところに防災倉庫というのがあります。これは何か災害があった時に、使うというのですが、今回のこの災害に伴つて、これ使用された形跡というのは、あるんでしょうかね。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） その前に前段の質問にお答えをさせていただきます。

そういうご意見をいただいて、メールでもいただきました。いろんなことで、ずっと全体パトロールをしておって、そして、私の務めとしては、町の状況、現場の今の動きを、指示をするのが、私の務めでございますから、俺とこへこんだということをおっしゃってみえた方もみえましたもんですから、2度ほどその後、そのお家にはお伺いをさせていただきました。全ての家にはようお伺いはいたしておりませんけれども、それぞれ片づけの状況のところでお会いされる方には、お話をさせていただいたり、状況を聞かせていただいたり、そして、私としての務めは、全体を眺めての指示、そしてボランティアの皆さん方も、たくさん入っていただいております。

そういったところでの状況の把握、そして、全体での把握の上から、県あるいは関係機関への協力要請と、こういうのが務めてでございますので、そういうお声もあって、ほかのお家もあって、お邪魔をさせていただいて、そして、そのお家に対しては、担当職員もお邪魔をさせていただいて、そして、これからの生活支援策はこうなんだということも、できるだけ詳しく説明をさせていただいたり、対応をさせていただきたいと、そういうことでございます。以上です。

○議長（山口 和宏） 総務課長 中村元紀君。

○総務課長（中村 元紀） 具体的には勝田町・南新町に設置してございます、防災倉庫の件でございますが、防災倉庫の中には、勝田町・南新町の毛布及び土嚢袋。

○9番（中瀬 信之） 中身はいい、使用したんか、せえへんだんか。

○総務課長（中村 元紀） 等を保管しておりまして、その部分の使用というのはしてございます。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 防災倉庫の中身については、活用されたということですね。それに伴って、ちょっと順番は前後しましたが、22日の夜に避難所が設置をされた。さっき教育長も言われておりましたが、中央公民館の設置をされたと、ですよ。その時に、ある方ですけど、夜の11時頃、これは外城田川近辺の方ですよ。もう車で福祉会館へ行くことはできない。外城田川がもう氾濫しかけていて、やむを得ず役場のほうへタイヤ半分ぐらい浸かりながら、やっとなんか、役場のほうではそういう機能がありませんから、中央公民館へ行ってくださいということで、そちらのほうに行ったという話をしていました。

そこでの対応が、なかなかうまくされなかったということで、各避難所においても、きっちり対応ができたんかなということがありましたので、これを伺うわけではありますが、腰まだいたいベタベタに浸かって避難所に駆け込むわけですよ。そうすると、避難所の中では、例えばヒーター、暖房も聞いていない、毛布もない、食べ物もないということを言われていました。実際そういう状況だったんでしょうかね。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 初めに私のほうから回答させていただきますけれども、職員が自分の身を挺して頑張ってくれたことがあったんです。いやいや避難所、見置石油さんのところの交差点のところ、車が水没しておった。それを4名の職員が、腰まで浸かって助けに行った。そういうこともあって、その後に避難所の対応なんですけども、避難所の対応は消防団員の女性団員の方々が、それぞれ避難所で従事をしていただいたと、こういうこ

とでございます。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 私は初めから申し上げておるように、検証を、現状のことでしたいということで聞いておるだけで、職員の方が大変やったという状況は、もう勿論掌握しています。本当にずぶ濡れになって、皆さん一生懸命やっていただいていた。これ私たちの下田辺区ですが、水に浸かりながら、一生懸命やっていただいていたのはわかっています。そういう中で、避難所というのは、被災された方が基本的にはいち早く行って、そこで安全に過ごせるという場所が、避難所であると思うんですよね。その中で話を聞いておると、例えば毛布もろたんは、夜中の1時半やったわと。体ベタベタやのに。それで、食事なんかどうでしたって言うたら、食事はそんなもの出よかさって、言っていました。防災倉庫も近くにあるし、毛布もたくさんあると思うんですよね。そういう心配りっていうんですかね、気配りというのか、そういうのが本来は被災をされた方に、より強く出されるということが、一番の災害対策になるのではないかなと思っています。

続いてですね、もう時間もありませんが、罹災証明書を発行されて、町長はほとんどもう100%の方が、それについて相談をされて、納得していただいたというふうに、納得じゃないですね。来られたと言われていましたが、当初、私が聞くところによると、あの罹災証明書の中、なかなか見てもわかりにくいですよね。特に高齢者の方だと、中身わからんわ。役場に行っているいろいろ相談したらどうですかという、相談するんやけども、納得はせえへんという方が、結構みえたんですよね。

今回100%と言われておりますが、皆さん納得されて、100%になったんでしょうかね。伺います。

○議長（山口 和宏） 生活福祉課長 西野公啓君。

○生活福祉課長（西野 公啓） 前段で議員の方にもご紹介をさせていただきましたけども、総合窓口を12月1日から明日まで開設をさせていただいております。その中で、総合窓口といいますのは、隣町のことを言って申し訳ないですけども、申請主義で、それぞれの窓口へお越しいただくという形で、とっておられますけれども、玉城町の場合ですと、そういう形で30人の職員が交代で、5つのブースを設けまして、丁寧に説明をさせていただいております。

中には毎日来られる方もございますし、私も実際に休みに、土曜日、日曜日に入らせていただいておりますけども、やはり一度ではどうしても済ますことができないようなことがたくさんございます。11項目ございますので、丁寧にそれこそ国県、町単の事業を説明をさせていただいて、対応させていただくしかないのかなと思っております。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） このことについては大規模半壊であったり、半壊であったり、いろいろなことが住民の方ありますよね。その一人ひとりが納得して、私はこういう状況なんだなということが、わかっていたら、丁寧に説明とか対応をお願いしたいと思っています。

次に、これは教育委員会のほうになるのですが、被災された家屋の中には、多くの学生の方もみえると思うんです。例えば保育所の方もいるかわかりませんが、環境の変化、大きく環境が変化する中で、子どもたちの精神的な負担や環境の変化に対する負担がかかって、さまざまな変調とか、いろいろなことが出てくる可能性があるかと思いますが、教育

委員会は、そういう家庭について、どのような支援を行ってきたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 教育長 田間宏紀君。

○教育長（田間 宏紀） 教育委員会といたしまして、発災直後、翌日につきましては休校日ということで、火曜日の段階からでございます。各学校担任より児童・生徒の被災状況というものを、まずは把握に努める。そしてまた、その中で子どもの見守り、児童・生徒の様子を注意深く観察をし、丁寧に児童・生徒と関わり、今お話のありました、精神面、心の問題がないか。そして気にかかる状況はないか確認し、対処が必要という状況であれば、各専門のスクールカウンセラーが玉城町にはおりますので、そちらのほうのカウンセリングを受けるような指示をいたしたところであり、また、家庭と連携し負担の軽減というものを、配慮を行うように指示したところでございます。

心のほうの状況ということでございますが、今現在、スクールカウンセラー等の受診というんですかね、というような実績はございません。引き続き注意深く、子どもたちに被災状況の子どもたちにつきましては、観測、見守りを続けるようお願いをいたしておるところでございます。

因みに被災を受けた子どもの状況でございます。玉城中学校におきましては、床上浸水10人、床下が11人、田丸小学校で床上が7名、床下15名ということで、被災の児童・生徒の把握をいたしておるところでございます。

また物的な学用品という部分につきましても、災害救助法の適用を受ける前の段階で、やはり修学に支障があつてはいけないということから、教科書の状況というものを把握するように指示をいたしたところでございます。

そしてまた、27日付けで災害救助法の適用を受けましたので、教科書と合わせ学用品の支給、給与ということを実施を、もう既にさせていただきました。教科書につきましては、玉城中学校で3名の方、1名玉城中学校ではないのですが、玉城のほうに来ておった中学生が、帰ってきたおったというか、来ておった親戚のほうで、帰ってきておった子どもさんがみえたので、そちらのほうで8冊を支給をいたしております。

学用品等これは書道セットとか、体操服とか靴とか、裁縫セットとか、諸々のものがございます。これにつきましても、中学校におきまして、5名の生徒、そして、田丸小学校におきましては、5名の児童に給与をさせていただいたところでございます。

あと、本来災害救助法上、限度額というものも定められておる状況ではございますが、これらにつきましては、上限の超えた部分につきましても、必要である部分につきましては、給与するということから給与の実施をさせていただいたところでございます。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） それから、その前段の時の議員からのところで、お年寄りの皆さん方とか、特に行政用語を使いますもんですから、なかなかわかりにくいというのは、これはどなたでも感じられるところはございます。

総合窓口を開設の時点で、従事する職員を集めて、そして、やはり親切にわかりやすく、丁寧に、こういうことを徹底してほしいということ、私からも申し上げまして、そして、一度ではなかなか要望がございますから、専門用語ございますし、いろいろな手続きもございますから、何度もお越しをしていただいております方もありますので、やはり今後もそれはこの災害対応に限らず、行政の窓口のサービスとして、当然のことだと思っております。

ますので、そういう考え方で町として対応してまいりたいと思っています。

○議長（山口 和宏） 9番 中瀬信之君。

○9番（中瀬 信之） 今回この災害に対して、さまざまなことを聞かせていただきました。災害時にトップがなすべきことという重要性ということが、一番問われた災害ではなかったかなど、このように思います。その中で、県へ通報することを知らなかったとか、そういう状況が出てくる中で、やはり危機管理に対する、まだまだ意識が現体制の中にはないのかなということを、改めて感じました。

今日の朝の新聞をみますと、町長は21号台風の被害について、先頭に立ってこの災害復旧について引っ張っていきたいということをおっしゃってありますが、12年間の町長の実績が、今回の災害の結果であると、私は思っておりますので、こんなもんかなと思います。

災害はどこに起こるか分からない状況で起こるわけでありますから、そのことを責めることはいたしません。自然災害ですから。ただその対応がどうあるべきかということが、一番問われると思いますので、今日は災害本部長としての役割とか、そのようなことを聞かせていただきました。

これで、時間が迫っておりますので、私の質問を終わりたいと思いますが、私にとってもこれが最後の質問になると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（山口 和宏） 以上で、9番 中瀬信之君の質問は終わりました。

これで町政一般に対する質問を終わります。

途中ですが、10分間休憩せずに、このまま質疑へいってもよろしいか。休憩しますか。

どうですか、5分。それでは続けさせてもろてよろしいですか。質疑に入らせていただいてもよろしいか。

休憩させてもろてから続けさせてもろてよろしいか。

わかりました。それでは5分で。

(午後0時07分 休憩)

(午後0時13分 再開)

◎日程第3～日程第12 上程議案に対する質疑

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

次に、日程第3 議案第62号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定についてを議題にします。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長（山口 和宏） 次に、日程第4 議案第63号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について及び、日程第5 議案第64号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題にします

これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番 北守君。

○6番(北守) 議案第63号の中で、町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部改正、今回の改正は国家公務員の勧告ということで、それに準じて職員のほうが期末手当0.1ついたと、それに伴う三役の期末手当への上げますということで、一部改正があったわけなんですけど、今回ここで配慮されておると思いますが、人事院勧告では平成29年4月まで遡りなさいという勧告になっておるのですが、平成30年4月から1年先送りにして実施するというのは、何か理由、どういうふうなことからなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長(山口 和宏) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 北議員からのご質問でございますけれども、今回の台風災害がございまして、いろんな諸般の事業を考えまして、そういうことで改正をしないという考え方で提案をしております。以上です。

○議長(山口 和宏) 6番 北守君。

○6番(北守) 確かに配慮して、災害ということも配慮してということで、1年先送りというのは、よくわかるんですが、これは本則はやはりこのまま改正して行ってほしいわけなんですけど、附則の中で、当分の間という表現でできなかったのかと。と言いますのは、なぜかと言いますと、12月の期末手当に0.1、1年間を精算すると、そういうやり方ですので、町長の例をとって悪いんですが、5%減額しておりますので、7万5,000円あまりが減額になるわけなんですけれども、そういう当分の間という表現というのは、考えてこられなかったのかどうか、その点をお伺いします。

○議長(山口 和宏) 総務課長 中村元紀君。

○総務課長(中村 元紀) 29年度の一般職につきましては、12月において0.1%上乘せした格好での支給をさせていただいております。町長、副町長、教育長につきましては、29年度分は遡及しないということになってございますので、遡及しないということになってございます。30年4月以降の部分について、適用させていただくということですので、当分の間といいますと、いつまでということもあろうかと思っておりますし、4月以降の部分については、来年4月以降、30年4月以降の部分については、その時に再度改正をしていただければいいんじゃないかということで、当面の間といううたい方はあまり適切ではないと思います。

○議長(山口 和宏) 6番 北守君。

○6番(北守) 総務課長から当分の間というのは、来年も人事院勧告があるんじゃないかなということで、言っていたのですけども、町長のほうから、こういう時期ですしということですので、現行でも5%、今カットしていただいておりますけど、むしろ1年先送っていただいたことも勿論ですが、ここを10%に、ある期間だけ10%にしてもらおうと、そういうことの考えはなかったのか、その点ちょっとお伺いします。

○議長(山口 和宏) 町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 今、北議員からのご質問に対して、やはり前段申し上げたとおりでございます。そういう考え方は持っておりません。

○議長(山口 和宏) ほかにございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長(山口 和宏) 日程第6 議案第65号 玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部改正についてを一括議題にします。

これから、質疑を行います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

○議長(山口 和宏) 日程第7 議案第66号 平成29年度玉城町一般会計補正予算(第4号)ないし、日程第12 議案第71号 平成29年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題にします。

これから質疑を行います。後日、予算決算常任委員会において、詳細な審査をいただくこととしておりますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。

したがって、質疑は一括上程されました。議案第66号ないし議案第71号についての町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。

発言を許します。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(山口 和宏) 質疑なしと認めます。

以上で、一括上程されました議案第66号ないし議案第71号についての 質疑を終わります。

○議長(山口 和宏) 暫時休憩します。

(12時19分 休憩)

(総務産業常任委員会・教育民生常任委員会・予算決算常任委員会付託表を配布する。)

(12時20分 再開)

○議長(山口 和宏) 再開します。

本日質疑を終了しました。議案第62号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定について ないし、議案第71号 平成29年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)の各議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しました議案付託表のとおり、総務産業常任委員会・教育民生常任委員会・予算決算常任委員会に審査付託をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 62 号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定についてないし、議案第 71 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 1 号) の各議案につきましては、議案付託表のとおり、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会並びに、予算決算常任委員会に審査付託することに決定しました。

お諮りします。

議案精査のため 12 月 15 日から 18 日までの 4 日間、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

((「異議なし」と呼ぶ声あり))

○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。

従って、12 月 15 日から 18 日までの 4 日間、休会とすることに決定しました。

来る 12 月 19 日は、午前 9 時から本会議を開き、委員長報告、追加議案の上程、討論・採決を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会いたします。ご苦勞様でした。

(12 時 23 分 散会)